

令和7年

南部町議会第2回定例会会議録

令和7年6月10日 開会

令和7年6月13日 閉会

山梨県南部町議会

令和 7 年

南部町議会第 2 回定例会会議録

6 月 1 0 日

令和7年南部町議会第2回定例会（第1日目）

令和7年6月10日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第5 議案第52号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第53号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第54号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第55号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第56号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第57号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 一般質問
- 日程第12 議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	高橋茂広	6番	小泉昇一
7番	望月光彦	8番	仲亀佳定
9番	若林良一	10番	木内秀樹

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

6番	小泉昇一	7番	望月光彦
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	佐野和広	教 育 長	市川 隆
代表監査委員	田中清一	会 計 管 理 者	遠藤 成
総 務 課 長	遠藤一明	企 画 課 長	杉山一陽
D X 推 進 課	佐野智洋	財 政 課 長	渡辺雄治
税 務 課 長	金井 貴	交 通 防 災 課 長	仲 亀 哲 也
子育て支援課長	望月裕司	福 祉 保 健 課 長	近 藤 利 成
住 民 課 長	渡辺幸博	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建 設 課 長	尾崎龍次	水 道 環 境 課 長	岡 村 忠
デイサービスセンター所長	若林安彦	健康管理センター所長	大 倉 直 也
学 校 教 育 課 長	若林将基	生 涯 学 習 課 長 （兼） 公 民 館 長	遠 藤 賢

6. 職務のために議場に参加した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 渡 辺 正 樹

開会 午前 9時30分

○議長（木内秀樹君）

それでは皆さん、おはようございます。

令和7年第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

戦後の日本を代表するスーパースター、元巨人の長嶋茂雄さんが先週お亡くなりになりました。野球人としての栄光はいうまでもなく病に倒れた晩年も、その不屈の闘志で表舞台に復帰した姿は、勇気や励ましを与えてくれました。まさにひとつの時代が終わったと喪失感を覚え、謹んでご冥福をお祈りいたします。

さて、5月の臨時会冒頭でも話題としましたが、米の価格が安定しません。農林水産大臣の更迭、交代など、政府も混迷を極めました。異常気象や生産コストの上昇、流通システムや長年の減反対策など、そもそもの農業政策の課題など、この問題は単なる一時的な現象ではなく、日本の農業政策全体に関わる構造的な課題を示しているように思われます。

食料安全保障の観点に主を置いた政策の見直しが急務で求められます。

先月は、正副議長全国研修会にて講師から、国が本格的に地方創生に取り組み10年が経過するが、依然東京への一極集中は改善されず、この構造が改革されない限り、地方創生は成し得ないとの意見を伺いました。

非常に困難な課題ではありますが、この町の特色を生かした活性化策を今後も探り、地道に講じていく必要を改めて感じたところです。

6月に入り、町内には田植えを終え、青々とした水田が広がる光景を目にします。実にのどかで、人の営みを感じることができます。こうした地方の生活が見直しされ、地方に価値を見出す好機となればと期待いたします。

なお、本定例会も地球温暖化防止と節電に取り組むため、本会議等での上着、ネクタイの着用は自由といたしますのでご了承ください。

議員各位におかれましては、公私ともどもご多忙のところ、第2回定例会へのご参集を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、今定例会も円滑なる議会運営に格段のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから令和7年南部町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第2回定例会は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、小泉昇一議員、および7番、望月光彦議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月20日までの11日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月20日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに請願2件を受理いたしました。皆さまのお手元に配布いたしましたとおりであります。

請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める請願書について、この1件については、会議規則第92条第1項の規定により総務建設常任委員会に付託いたします。

請願第2号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書について、この1件については、会議規則第92条第1項の規定により文教厚生常任委員会に付託いたします。

なお、審査は両請願ともに今期定例会会期中を期限といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本付託案件は今期定例会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度会計の令和7年2月分、3月分、4月分、令和7年度会計の令和7年4月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（令和6年度南部町一般会計）

日程第5 議案第52号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第53号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第54号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第55号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第56号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第57号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

以上、7件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長から行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和7年第2回定例会開催に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

さて、厚生労働省は4日、2024年の人口動態統計を公表しました。

全国で去年1年間に生まれた日本人の子ども数は68万6千人余りと、前年より4万1千人余り減少し、統計を取り始めて以降初めて70万人を下回ったことが厚生労働省の調査で分かりました。また、1人の女性が産む子どもの数の指標となる合計特殊出生率は、去年1.15となり、これまでで最も低くなりました。出生数、出生率ともマイナスは9年連続で、国立社会保障人口問題研究所が公表した将来予想では、日本人の出生数が68万人台になるのは2039年と推移しており、予想よりも15年ほど早く少子化が進行しており、反転の兆しは見えないとのことでした。

また、死亡者数はこれまでで最多の160万5,298人で、出生数との差に当たる自然減は過去最大の91万9,237人でした。自然減は18年連続で人口減少も加速しております。

町としても、人口減少対策、子育て支援につきましては喫緊の課題と認識し、早期にわたり対策を検討してまいりました。

そうした折、県と人口減少問題に関して、同じ方向を向いて取り組むための子育て世代の住環境の整備および効果検証に関する協定の締結がなされ、今後、子育て支援人口減少に向けての事業に本格的に取り組んでいく所存であります。この問題は、持続可能な町であり続けるためにも最重要課題であります。

何とぞ議員、町民の皆さまにも御理解をいただきながら、早急に進めてまいりたいと考えております。

それでは、3月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

3月14日、老人クラブ連合会総会が改善センターで開催され、出席してまいりました。クラブの会員数は1,222名と大変大きな組織となっています。四條会長を先頭に、いきいきと、はつらつと、活力に満ちた皆さんが、健康、友愛、奉仕の活動に取り組む姿に、私もまだまだ頑張らなければと気持ちを新たにいたしました。

3月18日、19日、愛育会と食生活改善推進委員会総会が開催され、出席してまいりました。いずれの組織も女性が中心となり、地域の課題解決や町民の健康な暮らし、子どもたちが健やかに育つためのお手伝いと、幅広い活動を通して行政を支援してくださる皆さまの力強さに私も元気をいただきました。

3月26日、峡南広域行政組合定例会が開会され、組合議員の高橋茂広議員、望月小五郎議員ともども出席してまいりました。条例の改正6件、補正予算3件、当初予算3件の計12件についてご承認をいただきました。

3月27日、山梨西部広域環境組合定例会が開会され、組合議員の仲亀佳定議員とともに出席してまいりました。

専決処分の承認2件、条例の制定および改正3件、補正予算1件、当初予算1件の計7件に

ついてご承認をいただきました。

4月1日、木内議長にも出席をいただき、新規採用職員5名のほか、職員に定期異動の発令を行うとともに、公務員としての自覚と責任のあり方、新年度の事業推進などについて訓示を行いました。

また、同日、南部町消防団の任命式を行いました。望月研団長のもと、一致団結して本町の防火・防災・防犯についてのご協力をお願いいたしました。

4月8日、山梨県土地改良連合会副会長として、長崎知事ならびに新任の2名の副知事、農政部長を訪問し、農政への支援をお願いいたしました。

4月10日、初区長会を開催し、25地区の区長さんに委嘱状の交付を行いました。区長さん方には、集落支援員や防災会長として、地域のために1年間ご尽力いただくことになりますので、全管理職が出席し、行政の協力をお願いいたしました。

4月13日、第35回たけのこまつりが開催されました。今年は裏年ということもあり、たけのこの収穫量も少なく、天候も雨でしたが、県内外から多くのお客さまで賑わいました。大きな混乱もなく、来場者の皆さまには1日中楽しんでいただき安堵したところであります。

4月14日、15日の両日、南部町人事評価制度に基づき、各課の課長と面談を行い、今年度事業の課題や取り組みについて説明を受け、適正な業務推進を維持することと、今年度の主要業務について指示を行いました。

4月25日、臨時会を招集させていただき、専決処分した事件の承認、条例の制定および改正や人事案件をご承認いただきました。

5月17日、身延中学校で行われた県民緑化祭に出席しました。

雨天のため植樹はできませんでしたが、代わりに校舎内を見学させていただきました。

大変立派な校舎に驚かされましたが、これからの少子化を考えたときに、本町の目指す教育との相違を感じさせられました。

5月21日、第2回臨時会を招集させていただき、工事請負契約の締結1件、物品購入契約締結2件についてご承認いただきました。

5月26日から関東町村長を対象としたトップセミナーが東京で開催され、気象予報士の天達武史氏による「最近の異常気象の特徴傾向と行政の対応」や、農業ジャーナリストで明治大学客員教授の榎田みどり氏による「耕せない農地をどうするか」など多岐にわたるテーマで研修を受けてまいりました。

5月28日、健康・長寿日本一を目指して、今年から名前をアクティブチャレンジ2025に変更して実施いたしました。アルカディア多目的広場において、リズム体操、ノルディックウォーキング、ふるさと大型カルタやヨガ教室などを行い、1日を通して町民の皆さまにさまざまなスポーツに取り組んでいただきました。参加率は南部町が41.6%でした。今後も町民の皆さまには、日ごろからの運動の継続を推進し、「スマイルなんぶ〜健康・長寿日本一〜」を実践してまいります。

5月29日、いきいき大学に講師として出席し、町民との意見交換、人口減少、子育て支援政策への取り組みについて講話を行いました。

6月5日、文化ホールにおいて南部町文化協会総会が開催され、今年度事業の宝くじ文化講演や、南部学講座の奥州南部藩について説明をさせていただきました。

以上で行政報告を終わります。

それでは、本定例会にご提案をさせていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

本定例議会への提出議案は、報告1件、補正予算6件の合計7件であります。

議案集をご覧ください。

はじめに、議案集2ページ、報告第3号の繰越明許費繰越計算書についてであります。令和6年12月および令和7年3月定例会におきまして繰越明許費の議決をいただきました一般会計6件について、記載のとおり、繰越明許費の額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

補正予算の提案理由の説明、次に、議案第52号から議案第57号までは、一般会計ほか5会計の補正予算であります。

はじめに、令和7年度南部町一般会計補正予算であります。補助事業費の決定により予算化が必要な事業や緊急性の高い事業に絞って補正予算案を編成したところであります。

主な事業としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業について4,897万9千円、学校適正配置事業に9,963万9千円などの補正予算をお願いするものであります。

また、4月の人事異動に伴う人件費につきましても、予算を計上いたしました。

その結果、歳入歳出それぞれ1億6,290万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億9,490万7千円とするものであります。

次に、議案第53号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算から、議案第57号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算につきましては、4月の人事異動に伴う人件費のほか、急を要する事業について補正予算を計上いたしました。

以上で、提案説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、この後、担当課長より説明させますので、よろしくご審議いただき、ご議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について、ならびに日程第5 議案第52号から日程第10 議案第57号の補正予算について、渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ただいま議題となっております案件のうち、日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書については、町長から本日先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書については、本日先議することに決

定いたしました。

端末資料⑫議案集2ページをお開きください。

日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書令和6年度南部町一般会計予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今説明があった非課税世帯についての進捗状況、これは完全に終了していますか。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

それでは、望月議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金事業であります。令和6年度の住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円、18歳以下の児童のいる世帯には児童1人当たり2万円を加算して給付するというものであります。本日現在、給付状況であります。受付期間を令和7年4月7日から令和7年7月11日までとさせていただく中で、支給の決定に至った件数が、現在694世帯ということで2,082万円となっております。

ですので、事業自体は7月11日までは実施をしておりますので、若干増えるという見込みであります。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第11 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の質問の持ち時間は質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間は議場内に設置してありますモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、9番、若林議員の質問を許します。

若林良一議員の質問は2問あります。

まず1問目の質問を求めます。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

それでは、質問をさせていただきたいと思います。

まず1問目からいきます。

アルカディア総合公園多目的広場の実態はということでお聞きします。

アルカディア総合公園の多目的広場について、背景と目的について質問をいたします。

現在の子どもたちは、インターネットやスマートフォンなど、さまざまなメディアに囲まれて、これから情報メディアの普及と成長に合わせ、興味や関心も多様化し、生活習慣が変化している中、外遊びをする機会が減少しております。コミュニケーション不足や体力の低下等を危惧され、社会問題の一つにもなっております。これは子どもに限ったことではなく、大人も交通手段や家電の発達により、便利になった反面、体力の低下が懸念されております。

本町では、町民一人ひとりが気軽にスポーツできる場所として、親子・友だちなど多世代のコミュニケーションの場として、多目的広場が整備されておりますが、私が見る限りでは、有効的に広場を使っているようには見えませんでした。多額の費用を費やして整備した多目的広場であります。もっと多くの町民や町外からの利用者を募り、ボール遊び・グラウンドゴルフ・保育園の運動会等、さまざまなことに使用出来るのが理想な多目的広場だと思います。

ただ、使用に制限があるのか、現在の芝生広場は凸凹でバイプロ掛けが必要です。圧力をかけてやらないと使用するに当たり、障害が出てくると思います。スポーツの振興の補助金も使用していることも鑑み、サッカー等の競技も視野に入れてみることも必要だと思います。

中部横断自動車道の利用により、静岡県東部スポーツ少年団の県域を超えた交流も盛んに行われております。県外からの人たちに、南部町には素晴らしい広場とスポーツができる場所があることをネット等で発信し、多くの人たちに来ていただくことで、町内の商店・民宿も利用され、町の活性化につながると思います。

一流の田舎町を目指して有効活用を考える時期に来ていると思います。

この現状では良くないと思いますが、今後、多目的広場の使用のあり方をどのように考えているのかを伺います。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

生涯学習課長の答弁を求めます。

遠藤障害福祉課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（遠藤賢君）

それでは、若林良一議員のアルカディア総合公園・多目的広場の実態はについてのご質問にお答えをいたします。

多目的広場につきましては、子育て世代の町民からの公園整備を望む声が多く寄せられましたこと、また、広く町民が集い、憩いの場となるための公園として、この多目的広場の整備を実施いたしました。

芝生広場はフリースペースとして、親子など、老若男女問わず、芝のフィールドで自然に親しみながら、開放感にあふれた中で、自由に楽しみ、集うことをコンセプトとしております。

天然芝生化新設事業として、t o t oサッカーくじ助成金を活用し、天然芝生を用いた1万2千平方メートルの芝生広場やウォーキングを楽しむための外周遊歩道と短距離走路のタータンを3レーン設置。幼児や児童が楽しむための遊具と、誰でも健康を意識し利用できる健康

器具を用意した遊具エリアを配置。駐車場横にはアスファルト舗装を施したフラットエリアを整備。これらで構成された多目的な広場を整備することにより、いつでも誰もが利用可能となり、心身ともにリフレッシュできる広場を実現いたしました。

気候が良い春や秋の休日・祭日には多くの家族連れが訪れ、利用されております。特に乳幼児や児童等は遊具利用も併せての活用が多く、テントを広げての芝生広場の活用も見られます。

県外では富士山ナンバーの自家用車も駐車場に多くなりました。開設当初から比べると利用者は確実に増えてきていると実感しております。

各課においての事業利用実績につきましては、住民課および生涯学習課で取り組むノルディックウォーキングの開催、福祉保健課では、つくしんぼにおける療育訓練の使用、デイケアでのウォーキング教室、子育て支援課では保育所でのお別れ遠足での利用、小学校では陸上競技会でのタータンの使用、スポーツセンターでは晴天時には青空ヨガ等を実施しております。ただ、芝生広場全体を埋め尽くすほどの数にはならず、大きなイベントを行わない限りはなかなか集客面では厳しいものがあります。町のイベントの使用については、5月のアクティブチャレンジ、8月の南部の火祭り、10月のアルカディアフェスタが3大事業になります。平日の利用については、ウォーキングが中心となり、一日の利用は休日に比べて少ない状況となっておりますが、毎日の利用を楽しみにしている方々もおります。

芝生広場の芝は、当初、緑化期間、耐踏、耐暑、耐寒等を総合的に評価して改良高麗芝を採用予定でしたが、建設コスト維持管理費の問題から県内にも実績があり、改良高麗芝よりも安価な改良の芝、エルトロを採用いたしました。芝については、競技スポーツを目的としたものではなく、いつでも誰でもが集えるための芝を計画し、植栽いたしました。このため、芝生広場は競技スポーツの使用を行ってはおおりません。

議員ご指摘のとおり、現在の芝生広場の維持管理整備の中ではバイプロ掛けは行っておりません。これは競技用としての芝生広場の利用を目的としていないため、毎年実施はしておりませんが、今後、状況と広場の状態に応じて予算化し、整備してまいります。

多目的広場の使用に関しては、現在の方法としますが、広場は南部町のシンボリックな存在であるため、この広場を活用し、町内はもちろん、町外からの集客を増やし、観光や経済の発展にもつながる活用方策を考えていかなければなりません。これにつきましては、この場でのご提案はできませんが、生涯学習課だけではなく、各課との連携や町内外の企業、さらには広域的な活用を図ることができるような方策を見つけていきたいと考えております。

○議長（木内秀樹君）

生涯学習課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

再質問させていただきます。

芝生広場については、総合的には改良高麗芝を採用したということですが、これから先、維持管理するに当たりましては、やはり今の状況でありますと凸凹が大きくなりますので、バイプロ掛けは必要かとは思います。

これは確認というか、芝生広場は、軟球であれば大丈夫かなというようなことを、一つお聞きしたいということと、あと、設置してある看板にもうたっておりますので、今後、町のシン

ボルとしましては、先ほどもありましたように、各課で活動を模索しながらやるというような話がありましたので、どのようなことをやるのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

生涯学習課長の答弁を求めます。

遠藤課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（遠藤賢君）

それでは、若林良一議員の再質問にお答えをいたします。

バイプロ掛けにつきましては、今後予算化してまいります。

芝生広場でのボール等の使用でございますが、設置の案内看板には、ゴルフの練習や硬いボールを投げるなどの危険な遊びはやめまじょうと表示してございます。

家族や仲間と行うサッカーでのボール蹴りや軟球でのキャッチボール、幼児や低学年がよく使用するゴムボールやプラスチックバットでの遊びは、通常どこの広い公園でも見られる光景であり、現在芝生広場でも皆さんが行っております。このように今後も危険のないよう楽しく利用していただきたいと考えています。

また、町のシンボルとしての各課との活用方策ですが、イメージとしては企業とのタイアップです。

放送事業を手掛ける企業との提携により、テレビドラマや映画のロケ地としての場の提供、「ゆるキャン△」等とのコラボにおいて、聖地巡礼場所になるような働きかけ、建設業業界や警察署、消防署と行う働く車の展示企画、都心企業へ運動会会場としての場所の提供など、関係課と協力しながら多目的広場の活用と情報発信を行います。

これにより、商店や宿泊施設へのアプローチも進み、経済波及効果も見えてくる、そのようなイメージであります。

先に行った回答のとおり、まだ具体的な提案はできませんが、イメージをお伝えさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

生涯学習課長の答弁が終わりました。

質問はありますか。

（ な し ）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

それでは、2番目の質問をさせていただきます。

平成28年12月の定例会にて、野外防災拡声器の設置についてという質問があったと思いますが、答えは、新たな同報防災無線の整備には、さらに予算が必要であるため、災害時・火災時については、現行のFM告知端末をはじめ、移動系防災行政無線・衛星携帯電話での周知を考えていますとの回答がありました。

今、南部町での大きな災害等はありませんが、小規模の火災などはありました。

今回の質問であります、FM告知端末でもよいのですが、家の中にいる人ばかりではあり

ません。外で活動している町民の方も多く、野外防災拡声器が必要だと、私は考えております。

前回の回答で、予算の拡大に整備は総合的な観点から実施しないとの回答でしたが、町民からも野外拡声器の必要性の声も上がっていることから、今後は防災等も鑑み、予算の関係も視野にして設置を考えていくことも必要だと思いますが、今後の考えを伺いたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

若林議員の2番目の質問にお答えいたします。

野外拡声器の必要性についてであります。現行のFM告知端末機器につきましては、平成24年度から運用が開始されております。導入に当たっては、町民がどのような考えを持ち、何を望んでいるのか、そのニーズを把握するために、住民の要望や考えなどを29項目にわたりアンケート調査を実施し、町民の声として宅内で放送を聴きたいという調査結果により、FM告知端末の導入に至った経過があります。

確かに、町内の放送設備だけでは屋外にいる方には聞こえないとの指摘はあると思いますが、屋外放送施設は天候等に大きく左右されるというデメリットもあります。また、告知放送の施設整備の段階では、オフトーク通信設備前に、富沢地区にあった屋外放送において、狭隘な地域が多く、音声が共鳴してしまうことから、放送内容が全く聞き取れないという苦情が町に寄せられたということもありました。このため、お知らせ等は屋内で聞く施設整備を選択したという歴史もございます。

現在、緊急放送は、町内小中学校の校内放送設備を自動起動させ、屋外で聴くことは可能となっております。

しかしながら、町内全域をカバーするための野外拡声器の整備となりますと、外部スピーカーの設置箇所は、地域の集会施設を設置箇所とした場合で93カ所、その事業費はあくまでも概算ですが、2億円を超えることとなります。また、財源的にも補助金や起債等が見込めないことから、現時点では外部放送設備の増設整備は行わない方向で考えております。

これらを補完するための町の考えといたしましては、インターネットや携帯電話等の情報通信サービスが急激に普及してきたことを鑑み、災害情報につきましても、DX推進課と交通防災課を中心に、携帯電話を最大限に活用した情報発信の仕組みを検討しているところであります。

町といたしましても、災害に対する危機感を共有し、災害に強いまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

○議長（木内秀樹君）

総務課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

以前、町民にアンケート調査の実施について、結果はFM告知端末の導入に至った経過、また、以前、富沢地区では屋外放送設備がありましたけれども、町民からの町に対しての苦情が

あったということは、私自身は、知らなかったというところで、本当に申し訳なかったなと思います。

ですが、今後、町民に対して緊急時の周知は考えていかなければならないと、私は思っております。DX推進課と交通防災課を中心に携帯電話等を最大限に利用し、情報発信を考えているようですが、どのような形で町民に告知するのか伺いたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀交通防災課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

若林議員のご質問にお答えいたします。

災害時等でFM告知端末によるJアラートが使用できない状況になった際には、山梨県と県内全市町村が連携したLアラートシステムを利用して、情報の集約と迅速な伝達を行い、エリアメールやテレビのデータ放送、ラジオ放送での情報伝達をいたします。

Lアラートとは、県がスターリンクという衛星通信回線を使用しており、災害時にネット回線が断線した際にも利用可能となっております。

また、南部町が被災し断線した際にも、県のリエゾンにより基地局の配布があります。ほかには、デジタル無線機、アナログ無線機、衛星携帯電話などへの発信も同時に考えていきます。

さらに、今月6月20日より運用開始となる南部町公式LINEでも、防災サイトを設置することが決定しております。災害情報や消防団活動の円滑な運営に利用していく計画です。

この公式LINEにつきましては、DX推進課が中心となって進めておりますが、住民が使いやすいアプリを目指して引き続き連携して取り組んでまいります。

公式LINEの発信内容は、Lアラート同様のライフラインやインフラの被害状況、避難指示、発令、避難所開設情報などの災害情報のほか、消防団の連絡体制などにも活用していく予定です。

また、無線や衛星携帯電話を用いた孤立集落への情報発信も行っております。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

若林議員。

○9番議員（若林良一君）

質問ではありませんが、今、前向きな回答をいただきました。

今後とも、町の交通防災課、また、DX推進課と協力していただいて、迅速に告知できるようをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、若林良一議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時55分です。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（木内秀樹君）

それでは休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に2番、望月憲之議員の質問を許します。

望月憲之議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、私のほうから2問質問をさせていただきます。

最初に、南海トラフ地震被害想定への対応について、お伺いをいたします。

外を見ますと、梅雨入りも間近のような雨が昨日から降っておりまして、鹿児島では線状降水帯が発生し、福岡でも発生が予想されております。

地震・津波・台風・土砂災害など、「災害大国」と言われる日本列島では、いつ、どこで災害に遭遇してもおかしくありません。

南部町では伊勢湾台風など、過去に台風や大雨による被害が発生してきました。被害への備えは、地域の地理的特徴を知り、災害の種類ごとにどんな影響が起こるのかを理解しておくことが大切であり、地域ごとの備えが必要と考えます。

3月末に、南海トラフ地震が発生した場合の新しい被害想定を内閣府中央防災会議の有識者会議が公表しました。マグニチュード9クラスを想定した最大クラスのほかに、時間差を置いて発生する地震、この試算についても初めて公表されました。

山梨県内は最大で死者300人、負傷者7,800人に上り、地震発生1日後の避難者数は前回2012年想定との2倍近くに上る4万3千人に増えるとしています。

政府の作業部会が示した被害想定においては、津波と建物倒壊による死者が多いとして、早期避難と住宅耐震化の必要性を訴えています。

1995年の阪神大震災や2024年の能登半島地震では、死因の多くが家屋倒壊による圧迫死などが占めたとしています。特に耐震基準が強化された1981年より前の木造建築物の被害が多いとしています。

南部町においても木造住宅が多く、地震発生時には建物倒壊による被害が懸念され、耐震化やシェルターなどの取り組みが求められます。地震発生時における避難生活による体調不良なども懸念されます。

こうしたことを踏まえて、町内の耐震化と地震発生時の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀交通防災課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

望月憲之議員のご質問にお答えいたします。

南部町では、地震やその他の災害に対する備えを強化することが、地域の安全と安心につな

がるとの考えに基づき、さまざまな施策を実施しております。

特に木造住宅の耐震化に関しては、政府の被害想定でも指摘されているとおり、極めて重要な課題であると認識しております。

まず、耐震化推進に関しては、昭和56年以前に建築された木造住宅に対し、無料の耐震診断を実施し、ご自身の建物の耐震性を把握していただいております。

その診断結果に基づき、必要な耐震補強工事及び建替え工事に対する補助金制度を設け、経済的な負担を軽減し、多くの方々に安全な居住環境を提供できるよう努めております。それに加えて、耐震シェルターの設置補助も行い、居住者の安全を確保する手段を拡充しています。

それぞれの補助金の額につきましても、昨年度の補助額拡大に引き続き、今年度もさらに拡充しております。

また、実績につきましては、毎年着実に件数を増やしており、昨年度までに耐震診断351件、耐震改修16件を完了しております。

今年度につきましても、すでに3件の耐震改修の予約を受けております。

さらに、今まで実績がなかった耐震シェルターの設置についても、今年度は1件の申請を受けております。

耐震事業につきましては、今後も引き続き対象者に対する推進をしてまいります。また、町では、耐震事業に加え、地震発生後の避難生活への備えとして、避難所の充実とともに、地域コミュニティの防災力強化を図るため、防災訓練や情報共有の促進を行っています。

具体的には、防災リーダー養成講座や防災士の資格取得補助、学校や地域に対する出前講座や、今月29日には危機管理教育研究所の国崎信江様を講師に、「大規模災害を見据えて自分と地域の防災力を目指す」をテーマに防災講演会を開催いたします。災害に役立てられるよう、防災講演会なども定期的に開催しながら、住民一人ひとりが自らの安全を守るため、知識と技術を習得できるよう支援してまいります。

さらには、南海トラフ地震に備えた地域防災計画や受援計画、国土強靱化地域計画を策定し、国や県、他自治体との連携を強化することで、災害時のスムーズな人員移動と受援体制の構築に取り組んでおります。地域防災計画と国土強靱化地域計画は、すでに策定済みですが、事前計画は国や県の助言に基づき、令和5年度から着手し、昨年度完了いたしましたので、今年度から運用を開始いたします。

また、発災直後、外部支援が入る前の備えとして、指定避難所利用者が約3日間しのげる食料と資機材を備蓄しているほか、各区に対して災害に備えるため2種類の補助金を交付し、各区でも対応していただいております。

以上の取り組みを通じて、南部町は災害に強いまちづくりを進めてまいります。

今後も安全対策の実施と地域の皆さまの安全を確保するための施策を追求してまいります。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

耐震化についての取り組みは順調に推進されているというお話がございました。減災につなげるため、引き続き耐震診断や耐震化を必要とする家屋についての把握と推進、改修、これを

お願いしたいと思います。

さて、災害時にほかの地方公共団体や、民間団体からの人的支援を円滑に受け入れるために、あらかじめ必要な業務や受け入れ体制を具体的に定めておく受援計画も昨年度計画が完了し、運用を開始するとの回答がありました。能登半島沖地震など、これまで国内で発生した災害では、被災住民から支援を求める要請、災害復旧ボランティアからの問い合わせが電話やFAX、電子メールで殺到し、情報の整理と共有が課題となっております。

本町において、災害ボランティア福祉支援センターとの関係はどうなっているのか、また、運用アプリの活用と訓練、これはどうしているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

望月憲之議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、災害時の人的支援体制についてお答えいたします。

本町では、昨年度完了した受援計画に基づき、適切な業務と受入体制を具体的に定め、運用の開始をいたしました。

この計画は、ほかの地方公共団体や、民間団体からの支援を円滑に受け入れるための重要な枠組みであり、迅速な対応を可能にするものです。

この受援計画に関連する災害ボランティアの受け入れ体制についてですが、災害対策本部の福祉保健部、アルファセンター班が災害ボランティアセンターの開設から受け入れ、運営までの責任を担っています。

ボランティアセンターの訓練については、福祉保健課と社会福祉協議会が連携し、開設受け入れ運営の実務訓練を年に一度実施しており、これに交通防災課も参加しております。今後も緊密な連携の下、支援活動が円滑に行われるよう努めてまいります。

また、昨年度改定しました南部町地域防災計画では、議員からご指摘いただいた能登半島地震の教訓を国や県の計画に基づいて反映し、受援体制の強化を図っています。

運用アプリに関するご質問でございますが、先ほど、若林議員のご質問に回答させていただきました内容により、情報の集約と迅速な伝達を行ってまいります。この情報は、住民の貴重な情報源となるほか、ボランティア支援活動を円滑に進めるためのツールとしても活用いたします。

情報発信ツールの訓練については、LアラートやJアラートの訓練は国や県と共同で年に数回実施しております。今後、公式LINEについても定期的に訓練を実施していきたいと考えております。

以上の情報発信ツールについて、訓練を通じ、職員やボランティア関係者が災害時に確実に運用できるスキルを習得することを目指しております。

町民の皆さまが安心して暮らせる環境を整えるため、今後も努力を続けてまいります。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月憲之委員。

○2番議員（望月憲之君）

こういったことをスムーズにやっていくためには、横の連携というのが大切になると思います。県あるいはアルファセンター、社会福祉協議会、DX推進課、こういったところの連携をしっかりとお願いしたいと思います。

もう1点、岩手県の遠野市、これは南部神社がある場所ですけれども、当時の市長に話を聞く機会がありまして、三陸沖で地震が発生すると、地盤の固い遠野市が後方支援の場所になる、こういった話を直接お聞きました。

大地震発生 of 3年前から支援物資をその遠野市で運ぶ、この訓練を職員が一生懸命やっていたと。だから、実際に大震災が起きたときには、その職員が回り道をしてでも、沿岸部へ物資を届けた、こういった事実があります。

また、自衛隊が遠野市に集まるはずだということで、その拠点をつくる場所をしっかりと確保していると、こういうこともあります。

浜岡原発も今後、事故が起きる可能性というのがあります。こういったときに、南部町を後方支援の場所として対応していく必要があろうかと思います。

その辺りについて町としての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

佐野町長、お願いします。

○町長（佐野和広君）

今、遠野の話がありました。私、震災の後、遠野に行きまして、当時の状態を全部映像から何から見まして、あそこに後方支援があり、それに自衛隊が絡んで、それによって、あの周りが、全体が救われたという計画がありました。

今、山梨県でも、例えば大規模災害が起きたときには、身延町の公園がその指定になっているはずです。

ですので、あそこに災害対策本部を置いて、この近隣の市町村に行くのではないかと思います。皆さんが集まる場所としてはそこが一番広いですね。南部町でやった場合には、なかなかそういった場所がありませんので、小規模であれば、例えばアルカディアの公園を使うとか、そういったことは考えられますが、あとは前から考えているのは、ゴルフ場を使用させていただくということです。災害協定はまだ結んでありませんが、そういったことまで考えていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、2つ目として、避難訓練と災害発生時の対策強化についてお伺いをいたします。

南部町では、地震だけではなく、急傾斜地や裏山が崩れるなど、土砂災害等が前触れもなく発生する危険があります。大雨で地盤が緩んでいるときに起きやすいと言われていますが、

はっきりとした兆候を見つけにくいことも多いため、崩れることに気づいてからでは大きな被害となります。

土砂災害の場合は、土地の危険性についてあらかじめ知っておくことが最も重要なポイントになり、土砂災害の危険性については町が発表している土砂災害ハザードマップなどが参考になります。

ホームページで公開されていますので、あらかじめ確認しておくことが大事だと思います。大雨のときには、気象庁と都道府県から土砂災害警戒情報や、土砂災害に関する避難情報も発表されるので、該当する地域にいる場合はできるだけ早く避難することができるよう、日ごろから準備しておくことが必要であり、DX推進課を活用した災害発生時における停電や不通回線への対策と、町民への情報提供が求められていると思います。

水害や地震等の自然災害はいつやってくるか分かりません。しかしながら、昨年度の防災訓練は雨のため役員のみによる訓練となりました。災害が発生したときのための訓練であり、多くの人から、こんな時だからこそ避難訓練が必要ではないかという意見も伺いました。

備えあれば憂いなしの格言にあるように、事前の備えとしてさまざまな取り組みを行うことで、災害発生時の落ち着いた行動と減災につながると思われます。

南海トラフ地震が発生した場合の新しい被害想定が発表されました。その被害想定に応じた避難訓練や避難所対応が必要だと考えますが、町の対応を伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀交通防災課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

望月憲之議員のご質問にお答えいたします。

南海トラフ地震や土砂災害に備えるため、南部町は引き続き避難訓練や災害対策の強化に努めてまいります。

今年度も例年実施しています初動行動訓練、避難訓練、通信訓練、安否確認訓練、要支援者避難誘導訓練等に加え、11種類の選択訓練や、各地域の実情に合わせて考えていただく独自訓練を実施していただきます。

一例を挙げますと、楮根区で通電火災を想定した訓練や、中央区で水害を想定した高台避難訓練などを実施していただきました。このほかに、県防災安全センターの起震車による地震体験や東京電力による通電火災の講習会を予定しております。

以上のように、地域ごとに実践的な避難訓練を行い、住民の皆さまが迅速かつ安全に避難し、防災意識を高めていただくことを目的とし、訓練を実施いたします。

2つ目として、新しい想定被害に対応するため、避難所の機能強化や避難所運営の円滑化など、各種計画やマニュアルの更新にも力を入れてまいります。

3つ目として、情報提供の強化であります。土砂災害警戒情報や避難情報の迅速な伝達に向けて、デジタル技術を活用した情報提供体制を本年度構築してまいります。

現在、DX推進課と協議しながら、6月に運用が開始される公式LINE内の防災情報サイトの構築を進めております。

また、今年度、県の洪水浸水想定区域が改正され、これまで富士川流域のみだった想定区域

が支流も加えられることを受け、令和8年度に町のハザードマップの全面改訂を予定しております。

こちらでもDX推進課と連携し、ホームページに加え、公式LINE上でも閲覧できるよう進めてまいります。

4つ目に、地域コミュニティの防災力強化であります。各地域の防災リーダーを育成し、日常的な災害意識の向上に取り組めます。加えて、土砂災害や地震の危険性を理解し、防災意識を高めるための出前講座や防災講演会を定期的に開催し、住民のリスク認識を高めていきます。

自治体による「公助」はもちろんのこと、住民一人ひとりが自ら取り組む「自助」、自主防災組織を軸とした地域の連携による「共助」が有効に機能するための対策と取り組みを進め、防災減災に努めてまいります。

○議長（木内秀樹君）

仲亀交通防災課長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

大規模災害の発生時には情報共有というのが大切であります。

間違いのない確かな情報を町民に伝えることが大切であり、日ごろ活用しているFM告知放送等の情報手段が使えない時にどうするか。

先ほど若林議員の質問にもありました、これに代わるものを準備する必要があるかと思えます。

町が6月に運用を開始する予定のDX推進課と連携した防災情報サイトにも期待しておりますが、どのような内容か、また、そのサイトを町民に広く活用させるための取り組み、これについて伺います。

また、能登半島地震では、災害対策に女性の視点が足りないことで、避難所ではついたてがなく着替えができない、生理用品が受け取れなかったといった困りごとのほか、さまざまな問題が起きています。

内閣府では、災害発生時に開設する指定避難所において、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災復興ガイドラインを2020年に作成し、地域防災計画の策定を行う地方防災会議における女性委員の割合30%を2025年の目標とし、女性に配慮した避難所スペースの確保や備蓄品などについての必要性を指摘しています。県内で30%の割合を達成している市町村は、菰崎市と富士河口湖のみです。南部町の女性委員は現在何人で、割合はどうでしょうか。また、この目標達成に向けた取り組みについても伺いをしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

交通防災課長の答弁を求めます。

仲亀課長。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

望月憲之議員の再質問にお答えいたします。

災害発生時の住民に対する確かな情報発信と、新たな発信ツールの取り組みについてですが、先ほど若林議員にご回答いたしました内容で情報発信を行ってまいります。

次に、女性の視点を重視した災害対策についてですが、南部町では交通防災課に女性職員が在籍しており、その視点を生かして、パーテーションや生理用品、ミルク、哺乳瓶などの備蓄を強化しております。

また、南部町防災会議における女性委員の割合についてですが、現全体委員の26名中2名の女性委員を任命しており、約8%となります。

委員の委嘱については条例で定められており、町内の関係団体以外は国や県の関係部署の代表や、町の管理職を任命しているため、女性の割合は各部署の人事により変動し、町から女性に限定した選定をすることは難しい状況です。

ただし、町内全体の代表者のみの割合を見ますと、女性の任命は50%に達しており、国の目標値である30%を上回っています。今後も引き続き、女性の積極的な参加を促進し、多様な視点から防災策を強化してまいります。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長の答弁が終わりました。

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

今、女性の視点ということでありましたけれども、実はこの6月29日に国崎信江さんをこちらにお招きしました。2月5日に、東京で町村会の研修を受けまして、非常に素晴らしい講演を聞くことができました。この話を絶対地元の防災の講演会でしてほしいということで、その場でお願いをしたところ、こういった形でお招きすることになりました。

ぜひ、皆さんも聞いてみてください。女性の割合についてですが、人数的には、今うちは女性がいますね。それ以外に私が任命しまして、2人、OKをいただいています、職員の中で。そのうちの1人は防災士の資格を取りました。

それから、昨年の区長さんの中でも自ら防災士の資格を取った方がいました。それだけ皆さん意識も高くなっています。

今回、6月29日に講演を聞かれれば、私もやりたいという方が出てくるかと思います。私はそう願っております

○議長（木内秀樹君）

町長および交通防災課長の答弁が終わりました。

質問はありますか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

最後にはお願いですが、避難場所になっている公民館のトイレというのが大体男女一緒となっています。これを部落ごとに改修するというのは難しいと思います。将来的には、避難場所として使う可能性が高いというのが公民館になると思いますので、その地域公民館を男女別にするとか、あるいは外に1つ設けるとか、そういう形での対応を、被災が起きたときにどうするかというような準備をしておいていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で、望月憲之議員の一般質問を終了いたします。

次に、1番、芦澤潤一郎議員の質問を許します。

芦澤潤一郎議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

1番、芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、私から2問質問をさせていただきます。

まず1問目の質問です。

町の水田耕作の現状について質問させていただきます。

本町の水田耕作の推移は、令和2年度耕作人数570人に対して年々減少し、令和6年度は493人となっております。

また、耕作面積も令和2年度89万平方メートルが、令和6年度は77万平方メートルと減少しています。

要因としては、後継者不足、農業所得や農業経営体の減少、並びに耕作者の高齢化が大きな原因と考えられます。今後はますます耕作者の減少が進むと考えます。

しかし一方で、耕作しない土地を借りて作る人がいます。貸付による耕作者の推移は、令和2年132人が、令和6年96人となっています。

いずれも産業振興課のデータによりますが、耕作者の高齢化によるものが大きな要因となっていると思われます。

水田を耕作するには機械化による簡素化が必要ですが、多くの農家では機械化が進んでいないのが現状です。機械化が進んだところでも、農家は家族や親族に必要な分を耕作し、それ以上は耕作をしません。作らない土地は耕作放棄地になります。そうした土地を耕作してくれる人も作りやすい土地を耕作し、余分には耕作しません。

耕作者は、個々に流通経路を持っており、それにより作付面積を決めるとのことです。しかし、中にはまだ作りたい人もおります。また、水田を作るには水利の問題や日照の問題があります。そうしたいい条件の土地を選び、耕作をします。特に水は取水、排水と大きな問題となります。

2014年、全都道府県に「農地バンク」が設置されました。「農地バンク」は、農地の中間的な受け皿であり、農地を貸したい人と借りたい人をマッチングする仕組みですが、その利用率が低いのが現状です。

わが町においても難しい問題とは思いますが、作りたい人のために土地を提供することができれば、耕作放棄地も減るのではないのでしょうか。

作り手と貸し手を考慮した水田耕作を町が指導することができるのか、町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

芦澤潤一郎議員の町の水田耕作の現状についてのご質問にお答えいたします。

最近の調査によれば、本町の水田耕作に関わる人数や耕作面積は令和2年度以降減少傾向にあります。背景には、後継者不足や農業所得の減少、経営体の減少、高齢化などが影響を与えています。特に高齢化は深刻な問題であり、今後さらに耕作に関わる人々が減少することが予

想されます。しかし、耕作できない土地を借り受けて農作業を続ける方々もあり、多様な農業の形態もみられます。

良質な水稻の生産には水利や日照の問題があり、特に取水や排水は大きな課題です。農家はこれらの条件を満たす土地を選んで効率的に作付けを行っております。この問題の解決に向け、水資源の管理や土地利用の最適化を進めることが重要です。

機械化の推進についてであります。一定の機械化が進んでいても、家族や親族に必要な分の作付けにとどまる農家が多いことを確認しております。農作業の負担軽減と効率向上のため、具体的な支援策が必要であります。例えば、JAや機械所有の農家と協力し、オペレーター付作業委託の仕組みを構築することや、農家による共同作業組織の設立を支援し、機械化を促進いたします。また、圃場整備や地域計画の作成を支援し、機械が効率的で整備負担の軽減を図りながら使用できる環境整備にも取り組んでまいります。

耕作放棄地の課題としては、耕作放棄地が増えることになれば、利用効率の低下のみならず、地域の景観や自然環境への悪影響も懸念されます。借り手が見つかりにくい土地には有効な施策が必要です。

例えば、秋作スイートコーンの栽培拡大や、地域の気候と地形に適した果樹、例えば璃の香レモンの選定と奨励を進め、若い世代の農業への参入促進を図ります。営農指導につきましても、町が最大限の支援をしてまいります。

県の農地バンクにつきましては、毎年、農業委員・推進員による町内農地全筆を対象とした農地利用状況調査を行っております。この調査で発見した荒廃農地の所有者に対して、今後の利用意向を確認し、「売りたい」、または「貸したい」と回答された農地については、県の農地中間管理機構に農地バンクへの登録をお願いしております。しかし、過去10年間登録が実現した事例はありません。農地バンクのシステムは、貸し手と借り手のセットで申し込まれることではじめて成り立つため、登録が進まないのが現状です。

町の対応といたしましては、蓄積された荒廃農地のデータを活用し、問い合わせがあった際に耕作希望者の要望を把握し、場所、広さ、状態を考慮して最適な農地を紹介いたします。さらに現場の案内を行い、所有者との仲介・斡旋もしております。「貸したい」、「売りたい」と希望する農地は年300筆のペースで増加しており、累計で5千筆を超えております。しかし、「借りたい」との問い合わせは年に1回あるかないかの状況です。

産業振興課といたしましては、希望に沿った農地が見つかることをPRし、問い合わせ件数を増やしてまいりたいと考えております。

現在、全国的なコメ不足の状況に鑑み、町独自のサプライチェーンを提案し、米づくりの意欲を高めることが重要であると考えます。また、地域のさまざまな農産物の販路拡大を図り、農家の収益安定にも貢献してまいります。農業が魅力的で楽しいものであり続けることが、農地の維持、後継者の育成につながると考えております。

最後に、今後も産業振興課として、町の持続可能な農業の発展のために全力を尽くしてまいります。議員の皆さまのご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

町の水田耕作についてですが、ただいま課長が答弁した内容で理解はできました。現在、町の農業は厳しい状況にあります。答弁にありました機械化については、農家による共同作業組織の設立を町は進めていただきたいと思います。それには農業法人等に推し進める人材の育成が必要となります。この問題については、また今後質問をさせていただきます。

そこで再質問ですが、水田耕作に必要な水の問題について質問させていただきます。

現在、町には14の水路組合があります。水利は自然水利もありますが、多くは富士川、富士川、戸栗川などを利用しています。どの川も昔に比べて水位が減少しております。今後も温暖化等により水利は減少していくものと思われます。

富士川も例外ではなく、河床が下がり、平前開田組合では水中ポンプによる水の汲み上げに大変困っております。役員の方は、渇水や台風など天候により大変な苦労を余儀なくされています。水の管理はとても大変です。

再質問ですが、こうした水田耕作に伴う水利についてどのように考えているのか伺います。

また、町は、町が補助をしている各水路組合の決算報告を管理していると思いますが、その現状は厳しいものと思います。年々予算額が減少し、負担金を上げなければやっていけないのが現状ではないでしょうか。負担金が上がれば耕作しない人も増えるのではないのでしょうか。

各水利組合の今後の補助についても伺います。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

水田耕作に必要な水の問題についてのご質問にお答えいたします。

水田耕作用の水利については、多くの課題があることを認識しております。

現在、町内には14の水路組合があり、主に富士川、富士川、戸栗川などを水利としておりますが、近年、いずれの河川でも水位の減少が観測されております。この問題は、町といたしましても積極的な対策が必要であると考えております。

まず、河川からの取水口を変更する場合には、国や県との調整が不可欠です。しかし、これは容易なことではありません。また、ため池を設置する場合には、防災面での配慮が必要となります。そこで、町では、農業水路改良工事補助金、農業基盤整備等補助金を活用し、毎年度予算を組んで補助を行っております。

この補助金では、資材費の3分の2および重機オペレーターの借り上げ料の2分の1をそれぞれ支援し、いずれも上限40万円まで補助が可能となっております。

しかし、最近の材料価格と人件費の高騰により、生産者の負担が増大していることから、昨年度、補助額の上限を引き上げたところです。

異常気象による干ばつの影響により、農業の安定した水供給のために取水口から引き込みが年に複数回必要となる場合があります。

一部の収水地や水路構造物では、水の使用が長年にわたって安定的かつ継続的に行われることによって成り立っています。

しかし、水利権を農業用水として使用する際に、慣行水利権のままで河川占用の許可を取得

していないケースも見受けられます。

そのため、取水口や水路などの構造物を変更する際には、適切な占用許可の取得が求められ、手続に時間がかかることが予想されます。

このようなことから、町といたしましては、農業基盤整備の補助金を積極的に活用することを推奨しております。

今後も、持続可能な水田耕作の実現に向けて、国や県との連携を強化し、よりよい解決策を見つけるために努力し続けてまいります。

次に、各水路組合員の今後の補助に関するご質問にお答えします。

町内には14の水路組合があり、それが水田耕作において重要な役割を果たしております。

これらの組合を支援するために、持続可能な水源管理が鍵となります。町では、農業基盤整備等補助金を活用し、各水路組合員が水の確保や水路の維持管理を効率的に行えるよう必要な支援を提供しております。

補助金制度の概要につきましては、先ほど申し上げたとおりですが、引き続き農家に寄り添いながら持続可能な水管理システムの構築を進め、産業課として積極的なサポートを行ってまいります。

水路組合員の皆さんがよりよい効果的な運営を続けるためには、水路周辺地域の皆さんのご理解とご協力が不可欠でありますので、ご理解が得られるよう併せて支援してまいります。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

再質問はございません。

今、課長の答弁でいい意見をいただいたと思います。ただ、難しい河川占用等の部分が先行してできないところもあると思うのですが、そこは、今後、スムーズにできるように推し進めていただきたいと思います。

質問にある水田耕作については、耕作する造り手と、土地を貸せる人のマッチングができれば、この問題はうまく進むと思われます。ぜひとも町が耕作者の間に入って、うまく関与していただきたいと思います。

先ほど議長の話にもありました、米の話題がたくさん出ていますけど、ぜひとも町の自給率を上げるように、また耕作放棄地を少なくするように、ぜひともこの水田耕作、町がスムーズに推し進めていただきたいと思います。

以上で、私の1問目の質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

1番、芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

町の子育て施策についてであります。

県は、さらなる保育の質の向上のため、令和7年度に子育て世代への予算を計上しました。県内のモデル施設で事業見直しの研修や保護者向けのセミナーなどを行い、その効果を検証する仕組みを考えています。それは保育現場の人手不足によります。

わが町も例外に及ばず、保育士等の人手が足りないと思います。その要因に考えられるのは、保育士の精神面をケアする体制が十分でないからだと考えます。これをクリアすれば離職を防ぐことができると考えます。給与を上げれば簡単にいい人材が取れるのか、それは違うと思います。

働く人の心のケアを、第一に考えることだと思います。

町は現在、子育て世代の移住定住の施策を検討しております。町に多くの子どもたちが入ってきてから、その子どもたちを見る人材を探すのではなく、その施策を遂行できる人材を今から準備することが必要ではないでしょうか。町の考えを伺います。

また、折しも「第3期南部町子ども子育て支援事業計画」が完成したと聞きます。基本理念は、「子どもの成長と子育てを地域みんなで支え合う町南部」です。これは町全体で子どもたちの成長と子育てを応援することです。基本方針は4つからなり、学童期の実現に向けた教育、保育の質の向上、働き方支援のための環境整備、子育て支援と育児環境の整備等とあります。この基本目標の実現に向けての課題等についても伺います。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

子育て支援課長の答弁を求めます。

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

芦澤議員の1つ目のご質問についてお答えをいたします。

令和7年4月現在、栄保育所には37人、富河保育所には30人、計67人の園児が在籍しております。これは5年前の令和2年4月における栄保育所55人、富河保育所50人、計105人と比較して約4割の園児が減少となっております。

一方、保育士数につきましては、令和2年度16名おりましたが、現在は14名となっております。2名減少をしております。園児数減少の背景には、地域における少子化の影響があると考えておりますが、保育士数の減少については、定年による退職に加え、職務内容の厳しさが影響していることも否定できないと認識をしております。

しかしながら、園児数の減少が保育士数の減少を上回っていることから、1人の保育士が担当する園児の数は減少しており、保育士が一人ひとりの園児に対して、より多くの時間を割けるようになっております。その結果、園児の発達や保護者のニーズへの対応が一層きめ細かく行えるようになり、保育の質の向上につながっているものと考えております。

また、本年度から保育士として正規職員1名、会計年度任用職員1名が新たに勤務を始めており、現時点では公立保育所においては適正な保育士数を確保できております。

さらには、パート保育士も5名から7名に増員し、常勤の保育士が休暇を取りやすい環境の整備にも努めているところでございます。

移住定住対策では、人口減少対策に関する連携協定を県と結び、新たに子育て世帯向けの住宅整備を検討中です。この取り組みにより、子育て世代が増え、就園児童数の増加が期待されるところであります。先ほど申し上げましたとおり、現時点では公立保育所においては適正な

保育士数は確保しておりますが、今後、この住宅整備に伴って子どもの数が増加した場合においても、しっかり対応できるよう、公立保育所だけでなく、町内の私立幼稚園とも連携を取りながら、必要な準備を進めたいと考えております。

引き続き、2つ目の質問についてお答えをいたします。

このたび策定をいたしました南部町子ども子育て支援事業計画につきましては、子ども子育て支援法第61条に基づき、自治体において策定が義務付けられた計画であり、5年に一度、全国一斉に見直しがされております。

平成27年度に第1期計画、令和2年度に第2期計画を策定し、本年度より令和7年度を初年度とする第3期計画がスタートいたしました。計画の策定に際しましては、令和5年度のニーズ調査を起点とし、子どもの保護者や学識経験者、関係団体の代表から成る南部町子ども子育て会議を開催し、多方面からのご意見を賜りながら進めてまいりました。

計画には、ニーズ調査の結果や各課が取り組んでいる具体的な事業内容、今後5年間の子育て支援の方策が記載をされております。

今回の計画では、「子どもの成長と子育てを地域みんなで支え合うまち南部」を基本理念とし、さまざまな施策を推進していくこととなりますが、ニーズ調査からは、子どもの成長を地域全体で支援し、安心して子どもを産み育てる体制の整備に対するご意見や、家族や地域社会の変化による保護者の不安感について、多くのご意見を頂戴いたしました。また、子ども子育て会議の委員の皆さまからも、子育て世代の方々が住みやすい環境の整備や情報発信の方法についても課題として挙げられました。

このことを踏まえて、今回の計画においては、推進施策として保育所や子ども子育て支援サービスを充実させる施策、親と子双方の育ちを応援する施策、子育て家庭や働きながら子どもを育てる家庭を応援する施策などを定め、関係各課において6分野、154事業に取り組むことといたしました。この計画の推進については、子育て支援課を主管として、計画の効率化、かつ効果的な推進を目指してまいります。また、家庭や学校、地域団体、企業等が子ども・子育て支援の重要性に対する理解を深められるよう、情報の効果的な送信手段について工夫・改善を行い、この計画の周知に努めてまいります。

以上、芦澤議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

子育て支援課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

子育て施策について、ただいまの課長の答弁に対して、今後、人材等は必要な準備を進めることで理解をいたしました。子育て政策の課題には、経済的負担の軽減、育児費用の助成、児童手当の拡充、教育費の無償化などがあります。また、仕事と育児の両立支援の不十分さに対しては、保育サービスの量と質の確保、保育士の不足、保育の質の向上、子育てと家庭の孤立、核家族化や地域社会の希薄化などが挙げられます。

子育ての家庭が孤立しやすい現状を踏まえて、今後は子育てに対する社会全体の意義として、子育ては親だけの責任ではなく、社会全体で支えるという意義の醸成が必要だと考えます。

今後の展望として、経済的支援の強化や児童手当の拡充、育児休業給付の拡充などが挙げら

れます。また、保育サービスの拡充と質の向上では、保育士の確保や処遇改善、多様な保育ニーズの対応、仕事と育児の両立支援の強化では、男性の育児休業取得、すべての子育て家庭への支援、妊娠期産後ケア、地域における子育て支援の強化。

現在、日本の子育て施策は、少子化という喫緊の課題に対応するため、今後も変化し続けることが予想されます。

日々変化し続ける子育て施策には、国・県・町それぞれ変化に対応することが必要だと思います。町としても今後の課題であると思います。

先ほど町長が言いました、今の1人の親御さんが生む出生率が1.15ですね。わが町で2とか、3とか、そういう出生率をつくれば、多くの若い人たちが入ってくると思います。ぜひともそれに向けて、町としては進んでいただきたいと思います。

そこで再質問ですが、去る3月28日に県と人口減少対策について連携協定を結びました。その協定書の内容について説明を伺います。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、芦澤議員の再質問につきまして、企画課からお答えをさせていただきたいと思います。

令和7年3月28日に山梨県と南部町において提携いたしました子育て世代の住環境の整備および効果検証に関する協定であります。本協定は山梨県においても喫緊の課題としております少子化や、人口減少問題を解決するために、県と南部町が協議連携して、子育て世代向けの最適な住宅および環境を整備し、整備後の効果検証をする中で、問題解決に向けた情報収集を行い、対策に結び付けていくことを目的としており、協定の期間は、令和11年3月31日までの4年間としております。

また、本協定締結は、長崎幸太郎山梨県知事と町長の肝いりの施策遂行には必須であったため、積極的かつ迅速に対応させていただいた経緯がございます。

直接的な事業執行につきましては、知事直轄に位置づけられております人口減少危機対策課の人口減少危機対策本部事務局と町企画課が担っており、財政的な支援も含めて協議を進めていくことになっております。

さらに、本協定の目的に裏付けられる内容といたしましては、令和5年度に国が県住宅対策室を通じて実施しております、住環境に関する調査の結果にあると考えております。

この調査では、住まいの満足度が高いほど、理想の子ども数を持てている傾向があるという結果が示されており、良質かつ安価な住環境を提供することが少子化を食い止める一つの要因であると推測されております。

また、県が専門家グループと行った研究結果では、若者や若い夫婦の住環境の選択肢が限られてしまうことで、他地域へ流出してしまう傾向にあることも明らかになっております。

このような現状につきましては、県と町において共通認識をしているところでありますので、本協定による子育て世代の住環境整備やその検証の見地を南部町モデルとして全県、さらに全国に展開した地方の人口減少対策に寄与していければと考えております。

今後、町では、県との協議に基づく住宅建設場所の確定や規模の決定および建築工事等を迅速に進め、スピード感をもって検証データの収集に努めていくことが必要となってまいります。

また、この事業執行は南部町に課せられた使命であるとも考えておりますので、県と町がタッグを組んで取り組んでまいります。人口減少や少子化問題に直結する町、住宅整備が円滑に推進できますよう、町民の皆さまならびに議員の皆さまのご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、芦澤議員の再質問の答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

芦澤議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

私も今回は新聞等でこの協定を知りました。まず、こうした県との協定が行われた場合には、こういった資料等を含めて、早目に提供していただければありがたいと思います。

また、協定の内容ですが、去る5月30日に議長により、議員全員による勉強会を開き、質問を上げました。それと若干重複すると思いますが、協定書の期限、補助金の有無、スケジュールに関しての再質問をさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

企画課長、答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、芦澤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、協定の期限でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、令和11年3月31日までの4年間ということになっております。

県の補助金に関しましては、現在、町のほうでも施設の基本計画等の策定をしております、それに基づいて県と協議を開始いたします。その中で、県のほうでもこの施策に対しては補助金を考えているとのことなので、それについてどのような事業を創出して、どの程度の補助金になるかということが決定してくると思います。今現在では未定であるということしかお答えができません。

以上でよろしいでしょうか。

スケジュール的なものも、これから協議をしていくのですが、最速で考えて、令和8年、9年度を目途に完成させていきたい。その後、検証作業に入りますので、建物がないと県との協定の検証ができないため、協定の期間が4年間ということになっております。これは非常にスピード感を持った事業になると現在、企画課では考えております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

町長お願いします。

○町長（佐野和広君）

私のほうから、実はこの問題は喫緊の課題であります。私の中で最大の課題だと思っております。このまま行ってしまうと南部町には子どもたちがいなくなります。

いろいろな問題がありますが、まずはこの問題を何とかしなくてはなりません。抱えている問題はいくつもありますが、今やらなければならないのはこの施策です。ですので、私は、スピード感を持って、必ず実行します。皆さんからもご理解をいただきたいと思っております。

スケジュールにつきましては、企画課長から説明があったように、住民に向けての説明会もあります。これもスピーディーに行います。そして、補助金についてですが、当初の補助金がいいと思っております。財源についてはしっかりと貯めましたので、そのくらいには、この事業が最重要課題であるということを皆さんにご理解いただきながら、この政策を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員よろしいですか。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

6月3日に利用団体の説明会の通知が私のところに届きました。6月20日にはチーム全員で参加し、意見を言うつもりです。

そこで、また6月26日の住民説明会についてはどのようにするかという質問をしたかったのですが、これについてはまた次のお話にさせていただきます。

とにかく住民の理解を得ることが一番大事だと思います。ぜひともこの協定が進むことを願い、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

以上で、芦澤潤一郎議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

望月小五郎議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3 番議員（望月小五郎君）

それでは質問させていただきます。

現在、石破総理が主導する地方創生2.0の柱の1つに、自然や文化など地域資源を最大限に活用した高付加価値型の産業事業の創出とあります。自治体が主体的に行う創意工夫の取り組みを国が後押ししていく形が示されています。国や県のサポートを活用し、豊かな自然歴史を生かしたまちづくりで、関係人口を増やして地域を活性化していくことが、人口減少社会に生きる術だと思っています。

私からは、地方創生に向けたさまざまな施策を推進するため、国から地方自治体に交付される地方創生交付金について質問させていただきます。

少子高齢化・人口減少の中、不退転の決意で特色ある地域づくりに取り組み、活性化させた地方創生サクセスストーリーが各地に生まれています。

本町においてもさまざまな施策で町の活性化に取り組んでいただいておりますが、非常に厳しい状態だと思っています。

成功例の多くは、国等の支援策を十分に活用した資金調達を行い、その地域の産業や自然を最大限に生かし、関係人口を増やし、富を生み出し、地域内で循環させる取り組みが行われています。

「地域おこし協力隊」「プロフェッショナル人材戦略事業」「地方創生交付金」など、さまざまな支援策が整備されています。

本町においても、地方創生交付金の中の地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・デジタル都市構想推進交付金などを活用し、ソフト・ハード面からの整備をさらに進め、可能性が実感できるまちづくりが重要だと考えています。

地方創生交付金活用の現状と今後について、町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

望月議員からのご質問にお答えをします前に、「地方創生」について整理をさせていただきたいと思います。

国が「地方創生」の本格的な取り組みを始めてから、昨年で10年となりました。ご存じのとおり、平成26年に施行されました「まち・ひと・しごと創生法」に則り、国ではまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

また、令和4年には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」へと移行し、地方創生と併せて公民を問わないDX推進を加速させております。この間、4つの柱として、「地方に仕事をつくる」「人の流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「魅力的な地域をつくる」に沿った施策をデジタルも活用しながら展開してきたところであり、各自治体において独自の取り組みを行ってきたところでもあります。

また、国における地方創生10年の成果・検証では、一部自治体の人口にかかわる一定の成果を示しながらも、国全体での人口減少や、東京圏への一極集中などの人の流れを変えることができず、地方が厳しい状況に陥っていることに大きな変わりはないとしています。

一方、総合戦略に基づく財政支援では、国により地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金等が創設されました。令和6年からは、それらの交付金から移行したデジタル田園都市国家構想交付金に、地方の地域資源等を生かした特色を押し出すためのソフト事業や拠点整備等のハード事業など、多種多様な交付金事業がタイプ別に組み込まれました。

さて、南部町における交付金活用状況ではありますが、平成27年から30年には、地域資源であるタケノコの生産力強化による地場産業の活性化を図るため「NPO法人なんぶ里山研究会」への支援や竹林整備事業等を実施し、タケノコの生産拡大とブランド化を図っております。

また、平成29年には、移住を促進させ、移住者を呼び込むための「お試し住宅」を整備するなど交付金を充当し他県の自治体と同じく、南部町の特色を発揮しうる事業展開を行ってきたところでもあります。

竹林整備事業においては、交付金充当終了後も、産業振興課において森林環境譲与税を活用するなど、町単独事業として継続実施しているところでもあります。しかし、タケノコの出荷数や竹林の荒廃化抑制等について一定の成果を維持しつつも、出荷数の増加や生産者の担い手の確保につながっていないのが現状と言えます。また、お試し住宅においては、コロナ禍以降の令和5年11月から現在までに、6件の利用と2件の予約をお受けしている状況ではありますが、

南部町への移住につながった例はございません。ただ、確実に施設利用者は増えていることに違いはありませんので、地道なPR活動が重要であると考えています。

さらに、国では地方創生11年目を迎えるに当たり、本年より「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を創設し、日本の経済成長の起爆剤として大規模な地方創生を講じるための「第2世代交付金」や、デジタル技術を活用した地域課題解決に向けた取り組みに支援される「デジタル実装型」および、先進的な防災の取り組みに支援される「地域防災緊急整備型」交付金等のメニューを設け、先の10年間の反省を踏まえた、より地方の自主性と創意工夫を引き出そうとする「新しい地方創生」を加速させようとしています。

これを受けて、今後、町では町民ファーストで未来の南部町のために最優先される事業執行に対して、地方創生交付金を含む有利な各種補助金等の活用を検討していくことが重要であると考えております。また、「新しい地方創生交付金事業」ありきの事業創出に陥らず、時代に流されないスタンスを保持していく強い意志も必要であると感じております。

そのためにも、各課担当職員が「第3次南部町総合計画」に基づく未来の南部町のビジョンをしっかりと見据え、町民の皆さまのご意見に耳を傾けて、取り組むべき施策を見極めることが重要であり、その上で、町民の皆さまと町が「意思の共有」をしていく必要があると考えております。

しかしながら、私ども職員のみでは把握しきれない貴重な町民の声があることも承知をしているところでありますので、議員の皆さまには、その町民の声を中立的な立場で集約していただき、町の施策に対する建設的なご意見としてご助言いただければとお願いするところであります。

町民と議員の皆さま、そして行政が、「明るく、豊かで、穏やかに」暮らすことのできる南部町を目指し、「南部町ワンチーム」となって取り組んでいくことができれば、自ずと「住みたい町、住みやすい町」づくりにつながっていくものと考えております。

議員の皆さまには、今まで以上のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、望月議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、企画課長の答弁をお聞きしましたが、実際に使って事業を起こされたらと、NPO法人やお試し住宅、実施はしたが、現状を打破するには至らなかったという結論が出ているという答弁でした。

実際に町が力を入れてやっている事業に、国からの補助金を入れた交付金を使った事業が、この町の皆さんの生活に反映されていかなければならないと思っています。そこでは取り組んだ事業に対する反省点や、反省を基にしたこれからの取り組みというものが非常に大切になってくると思います。

再質問は、取り組みの検証と、これから取り組んでいくべきことについての提案をさせていただきたいと思います。

お答えにありました、お試し住宅について、移住につなぐことができていない、その原因と

検証は。また対策はなぜ進まないのか、お聞きしたいと思います。

また、町の一層の活性化には、地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金を活用した観光資源整備や、移住促進用の空き家整備も非常に有効と考えますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（杉山一陽君）

それでは、望月議員からの再質問にお答えをさせていただきます。

まず、お試し住宅についてのご質問でございますが、平成30年4月の運用開始以来の利用件数は、コロナ禍での受付停止までに5件の利用があり、先ほど申し上げた令和5年11月の再開から現在まで6件の利用と合わせて11件となっております。

利用者には事前・事後のアンケート調査をそれぞれ実施し、事前アンケートの内容や希望によっては、担当職員が町内を案内するなどのサービスを行っております。その上で、事後アンケート調査の内容を検証しておりますが、南部町への移住を検討していると回答している割合が多いものの、移住にはつながっておりません。

また、その後の移住先調査までは行っていないので、利用者の移住に対する本気度等も確認するまでには至っていないのが現状でございます。

ただ、事後のアンケート結果で浮き彫りになっている移住地域を選択する際に重視するポイントでは、気候・自然環境や子育て環境、教育環境、医療施設および通信環境等を挙げている方が多数確認でき、改めて安心して生活できる立地条件の整った住環境の整備が必要であると感じております。

さらに、峡南地域の他町のお試し住宅運用状況においても、数年で1件移住につながった例がある程度と聞いておりますので、今後も地道なPRを進めていくしかないと考えております。

次に、地方創生交付金を活用した観光資源整備や移住促進用の空き家整備でございますが、まず移住促進用の空き家整備についてお答えいたします。

直近での空き家を活用した移住状況は、令和4年度に移住者が7世帯で9人、令和5年度も7世帯で9人、令和6年度では8世帯で15人の移住がありました。

また、令和2年度から、令和6年度末までのバンク登録数も42件、そのうち成約数は40件となっており、一定の成果を上げているものと考えております。

これらの要因といたしまして、全国的な移住への機運の高まりと、令和4年度より開始した空き家バンク登録物件に対するリフォーム補助制度の成果でもありと考えております。

さて、議員ご指摘の移住促進用の空き家整備への交付金の活用でございます。現在、町で実施しておりますリフォーム補助制度が交付金を活用した財源確保につながるのであれば、町として積極的に活用に取り組んでいきたいと考えております。

しかし、町が空き家を購入し、移住促進に活用するなどの施策については、どんな物件なら買う、買わないという線引きが難しく、空き家所有者の感情を逆なでする可能性も否定できないため、現実的ではないと考えています。

次に、観光資源整備への交付金の活用でございます。

観光資源となりますと、他課との連携も必要となることはもちろん、町として取り組むべき計画が創出された際には、必要に応じて積極的な交付金の活用を考えていかなければなりません。

また、民間事業者等が住宅としてではなく、空き家等を活用し事業を創出する場合においては、町単独のリフォーム補助対象外になることが考えられます。しかし、新たな観光資源の創出と結びつけることができれば、交付金を活用することが可能な場合も考えられますので、今後、町として事業創出を促す意味でも検討していく必要があると考えております。

以上、望月議員の再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今の企画課長の答弁、非常に理論付いていると思います。執行部の皆さんからこの町は観光の町ではないという意見も聞くことがありますが、観光の町というのは創り出すものだと思います。もともと何かがあってそこに来るといったものではないと思っています。

先ほど言った移住してきた方で、こんなに桜が多い町は見たことがないとおっしゃっている方がいました。旧南部町は特に前々町長さんが公園や、サクラを非常に大切にされたので、そういった景観になっていると思っております。内船公園もそうですが、素晴らしい景観がたくさんあると思っています。こういったものをDX推進課と協力し、整備をしながら、町外に発信して関係人口を増やしていく、こういったことをしなければ、この町の将来はどうしても窮屈になってしまうのではないのでしょうか。

去年行政視察研修に行きました山形県の西川町、ここは人口も4,500人、世帯数も1,780世帯、南部町も非常に少ないですが、西川町は町長が代わってから、財政規模が30億円から今ではもう70億円となっています。これは何故か言えば、多くのアイデアを出し、国からの補助金を最大限に活用している。そこは南部町もやっていくべきではないかと思います。

石破総理は地方創生に力を入れているので、そこを最大限に利用して、この町を運営していくことが、一番活性化する近道なのではないかと、私は思っています。佐野町長の今の考えが何かありましたら、お言葉をいただきたいんです。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長、お願いします。

○町長（佐野和広君）

活性化という言葉が良く出て来ますが、言葉だけではどうにもならないのです。様々な付帯事業を網羅した上で実施しなければなりません。

南部町の観光地化については、私は元々南部町というのは観光地ではないと思っています。ただし、現状を見ますと、キャンプ場には大勢の人が来ています。これは一つの大きな強みだと思います。

先日、佐野川温泉へ行ってきました。その際に、30代の若者が来ていて話を聞けば、名古屋から来たと言っていました。理由を聞いてみれば、SNS等を通して南部町の存在を知ったと、また来てみたら非常によかったと言っていました。

南部町の交流人口というのは間違いなく増えてきていると思います。これからより面白い展開になるのではないかと期待しています。

国からの補助金について、補助金というものについて、あまり好ましくは思わないのですが、今までも十分に活用してきました。目に見えない部分でと蓄財をし、いざという時のために、備えるということでやっていますので、今後また良い基金があれば、それについては該当課に対して、こんな話があるんだが、町としてはどうだろう、おいう提言をしていただければ、しっかりと受け止めて、それをまた政策に反映しようと思っております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

2番目の質問は、統合される栄小学校、睦合小学校の児童館について質問させていただきます。

現在、児童館施設は、合併前の富沢町において、児童の健康推進・情操を豊かにすることを目的に建てられました。富沢小学校の校庭の一角にあり、睦合小学校、栄小学校の児童は非常に利用しにくい状況にあります。

一方、保護者が働いている間、児童が放課後や学校が休みの期間に安心して過ごせる学童施設は各小学校に設置され、仕事と子育ての両立を支援しています。

他町では児童館と学童を一体化して運営している施設もあり、その地域にあった放課後保育を行っています。

栄小学校と睦合小学校の統合、富沢児童館の老朽化などを鑑み、今後の児童館整備に関する町の考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

子育て支援課長の答弁を求めます。

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

望月議員のご質問にお答えをいたします。

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設であり、開館中は児童の遊びを指導する児童構成員が配置されております。本町においては、富沢小学校の敷地内に設置され、開館時間は平日の午後2時から午後4時まで、また、小学校の長期休暇時は午前9時半から午後4時までとなっております。また、この時間以外に、総合センターにおいて、乳幼児を対象としたピッピルームを毎週金曜日の午前10時から12時まで行っており、児童館全体の令和6年度の利用実績は開館日数231日、延べ1,964人が利用をしております。

この富河児童館は、平成2年に建設されて以降、地域の子どもたちにとっての居場所としての役割を担ってまいりました。しかしながら、築35年が経過し、建物の設備や老朽化が進んでいることは事実であり、町としてもその現状は認識をしております。また、開館時間が限ら

れていること、睦合小学校、栄小学校の児童が利用しにくいことも課題として受けとめております。

議員のご質問にありましたように、他自治体では、放課後児童保育、いわゆる学童保育、児童館を一体的に運営することで、施設の効率的な活用と子どもたちへの多様な支援を実現している事例も見られますが、児童館は地域の子どもが自由に利用できる場所であり、学童保育は特定の登録された児童のための施設という違いがございます。この2つを統合することで、利用者の管理が複雑になり、個々のニーズに対応することが難しくなる可能性があります。また、さまざまな年齢や背景の子どもたちが同じ空間を使うことで、特に小さな子どもや特別な配慮が必要な子どもたちが安全に過ごせる環境を維持することが難しくなる恐れがあります。これらを考慮しますと、一体的な運営の導入には、児童館、学童保育両方の資格を持った十分なスタッフの配置が必要となるため、その導入には慎重にならざるを得ません。

しかしながら、令和5年度に実施をした子育て世代向けのアンケート調査において、「子どもが安心して過ごせる遊び場が少ない」「室内の遊び場や交流できる施設を充実させてほしい」といったご意見が寄せられており、こうした声は真摯に受け止めております。

現時点では、児童館の再整備について具体的な事業計画を立てておりませんが、富河児童館の老朽化や子育て世代のご意見を踏まえると、設置場所を含めた再整備については考えていかなければならないと感じております。また、今後、町は子育て支援の一環として、子育て世代向けの住宅取得支援事業を検討中でもあり、人口構造の変化やニーズの多様化を踏まえ、今後の児童館のあり方については、単なる施設の改修にとどまらず、学童保育との連携も視野に入れながら検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、児童館を含めた子供施策の充実、本町における子育て支援の柱のひとつであると認識しており、今後とも、地域の実情と将来像を見据えながら、持続可能な形での支援体制の構築に努めてまいります。

以上、望月議員の質問に対するお答えといたします。

○議長（木内秀樹君）

子育て支援課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今の答弁では、認識はしているが、現在はそういった対応を考えていないという答弁だったと思います。

今、子育てで行っているのが学童、児童館、町が行っているピッピルーム、それから民間で行っているくれよんクラブ、これらが子育てにおいて、力になっているなど感じています。ですが、一体化していくことは経済的にも、また子どもの成長という面でも大事なのではないのかと思っております。

確かにリスクを挙げればきりが無いと思いますが、そこは人材育成をしていくことで、雇用もできるのではないかと思います。そういった町の環境にしていくことも非常に大切ではないかと思います。

先ほど佐野町長も言われたように、住宅を建てること、それも確かに重要ですが、今の環境を充実させていくことも非常に大切だと思っています。

町外から聞く話では、南部町は小学校入学期や中学校入学期に非常に手厚いと、自分たちの町ではそんなにもらえないというところが多いです。非常に評価されているところもあるので、この分散されてしまっているところをもう一度考え直していただけたらなと思い再質問をいたします。

現時点の児童館整備については具体的な計画はないとの回答ですが、子育てに優しい町をうたう南部町の将来に絶対的に必要なものであるならば、このタイミングで整備していくことが財政面においても負担軽減につながるのではないのでしょうか。

また、総合センター併設のピピルームの時間延長などについても利用者の要望が聞かれています。町の考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

子育て支援課長の答弁を求めます。

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

望月議員の再質問についてお答えをいたします。

富河児童館につきましては、老朽化が進んでいる状況ではありますが、現時点では大規模な改修を要する箇所はなく、今後は予防的な修繕を行い、施設の長寿命化に努めてまいりたいと考えております。

また、児童館の再整備につきましては、いくつかの課題があることを把握はしておりますが、現時点では具体的な整備の計画は立てておりません。

その上で、学校統合や子育て世代向けのさまざまな事業が開始されるこのタイミングに合わせて児童館を整備すれば、財政負担の軽減につながるのではないかとのご意見もいただいておりますが、新たな施設を整備するとなりますと、建設費などの財政的負担に加え、場所の選定や職員の確保等、さまざまな課題について検討する時間が必要になりますので、これまでのご説明と重なる部分ではありますが、再整備については慎重に検討すべきと考えております。

次に、総合センターで行われている乳幼児向けの親子交流の場であるピピルームの時間延長についてですが、いただきましたご意見を参考に、ニーズ調査やスタッフの確保策を十分に検討し、利用者の要望に応えていきたいと考えております。

以上、望月議員の再質問のお答えといたします。

○議長（木内秀樹君）

子育て支援課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

自分も非常にこの町を心配して、子育てを心配している一人です。提案したことが将来必ず必要と考えているのなら、今から考えていくべきでないのかと思います。リスクがあるからできないというのは、町としては消極的ではないかと感じてしまいます。

富河児童館について、まだまだ使えるとった答弁でしたが、先ほど質問の中でも述べましたが、睦合小学校と、栄小学校については児童館がない状態とも捉えられる状態です。こちらについては、この統合するタイミングで造ったほうが絶対的にいいと思われま

そして出来ることなら、このタイミングで統合させて造ることが一番いいのではないかと、私は思います。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

これで一般質問を終結いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第12 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご意義なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日11日、水曜日には、2日目の本会議を開きます。

午前9時開議となりますので、午前8時45分までに議員控室にご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午前11時42分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年6月10日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

小 泉 昇 一

会議録署名議員

望 月 光 彦

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

令和 7 年

南部町議会第 2 回定例会会議録

6 月 1 1 日

令和7年南部町議会第1回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

令和7年6月11日
午前9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 現地視察

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 芦澤潤一郎

2番 望月憲之

3番 望月小五郎

4番 塩津悟

5番 高橋茂広

6番 小泉昇一

7番 望月光彦

8番 仲亀佳定

9番 若林良一

10番 木内秀樹

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

8番 仲亀佳定

9番 若林良一

5. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

開議 午前 9時00分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年南部町議会第2回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第2回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番 仲亀佳定議員および9番 若林良一議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

順路は、お手元に配布いたしました日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

○議長（木内秀樹君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、13日、金曜日、午前10時00分より、3日目の会議を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午前11時30分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年6月11日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

若 林 良 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

令和 7 年

南部町議会第 2 回定例会会議録

6 月 1 3 日

令和7年第2回南部町議会定例会（第3日目）

令和7年6月13日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める請願について
- 日程第3 請願第2号 「再審法改正を求める意見書」の採択に関する請願について
- 日程第4 議案第52号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第53号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第54号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第55号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第56号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第57号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第58号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第59号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 発議第1号 予算決算特別委員会の設置について
- 日程第13 発議第2号 南部町議会議員行政視察研修の実施について
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 閉会中の継続調査について

追加日程第1 発委第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める意見書の提出について

追加日程第2 発委第2号 再審法改正を求める意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 芦澤潤一郎 | 2番 望月憲之 |
| 3番 望月小五郎 | 4番 塩津悟 |
| 5番 高橋茂広 | 6番 小泉昇一 |
| 7番 望月光彦 | 8番 仲亀佳定 |
| 9番 若林良一 | 10番 木内秀樹 |

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

1番 芦澤潤一郎

2番 望月憲之

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	佐野和広	教育長	市川隆
代表監査委員	田中清一	会計管理者	遠藤成
総務課長	遠藤一明	企画課長	杉山一陽
D X推進課	佐野智洋	財政課長	渡辺雄治
税務課長	金井貴	交通防災課長	仲亀哲也
子育て支援課長	望月裕司	福祉保健課長	近藤利成
住民課長	渡辺幸博	産業振興課長（併） 農業委員会事務局長	佐野郁夫
建設課長	尾崎龍次	水道環境課長	岡村忠
デイサービスセンター所長	若林安彦	健康管理センター所長	大倉直也
学校教育課長	若林将基	生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺正樹

開議 午前 9時30分

○議長（木内秀樹君）

皆さんおはようございます。

第2回定例会3日目の定例会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には11日の現地視察、大変ご苦労さまでした。

株式会社イエーガー南部工場の視察では野生鳥獣のジビエ等への加工工程を視察させていただきました。

驚いたのは、その工程で感染症検査まで実地する衛生面への徹底でした。食肉用としてジビエが市場に出回らない構造的な問題があることも伺いました。会社が目指す普通のスーパーでジビエが取引され、普及するようになれば、本町が頭を悩ます農作物への鳥獣被害対策の一環とジビエといった新たな特産物を生む大変有意義な施設であると感じたところです。

そして何より感心させられたのは、狩猟と出会い、たくさんの命が山に捨てられている現実を憂い、本町にこの施設を建てたのが、都会でクリニックを開業する若き医者であり、その思いを受け止め集うスタッフの姿でした。

また、ブラックスミスアウトドアフィールドでは、本町の自然の豊かさを最大限に有効活用したキャンプサイトの造りと、人気アニメとのコラボも話題性を帯び、町の魅力を発信する新たな集客施設として大変喜ばしく感じました。この時期、サイトにはホテルも飛び交うようで、新たな町の名所になりつつあります。

初日のあいさつでも申し上げましたが、こうした町の魅力特色に、われわれ自身が気付き、それらを生かし、活性化策を今後も地道に講じていく必要を感じたところです。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重な審議をお願い申し上げますとともに、円滑なる議事進行に格段のご協力をお願い申し上げます。3日目のあいさつといたします。

それでは、ただいまから令和7年南部町議会第2回定例会3日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第2回定例会3日目の会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 芦澤潤一郎議員および2番 望月憲之議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 総務建設常任委員会に付託いたしました請願第1号についての委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める請願について、総務建設常任委員会 芦澤潤一郎委員長、報告をお願いいたします。

芦澤委員長。

○文教厚生常任委員長（芦澤潤一郎君）

それでは、請願の審査結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より総務建設常任委員会に付託されました請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める請願について、6月10日、午後1時30分より、南部町役場本庁舎3階第1委員会室において慎重に審査いたしました結果、女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、ジェンダー平等後進国という日本の現状を変えるためには極めて重要なことであり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、端末資料⑩のとおり、議長に委員会報告書を提出してあります。

以上で報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、請願第1号に関する委員長報告を終了いたします。

芦澤委員長はその場でお待ち願います。

次に、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

芦澤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第2 請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める請願については、委員長報告のとおり採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第2 請願第1号については、採択することに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第3 文教厚生常任委員会に付託いたしました、請願第2号についての委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

請願第2号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願について、文教厚生常任委員会 望月小五郎委員長、審査報告をお願いいたします。

望月委員長。

○文教厚生常任委員長（望月小五郎君）

それでは、請願審査結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました請願第2号 「再審法

改正を求める意見書」採択に関する請願について、6月10日、午後1時30分より南部町役場本庁本庁舎3階議員控室において慎重に審査をいたしました結果、再審法の改正は、冤罪被害に苦しむ人々の救済において極めて重要なことであり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、議会規則第94条第1項の規定に基づき、端末資料⑳のとおりに、議長に委員会報告書を提出してあります。

以上で報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、請願第2号に関する委員長報告を終了いたします。

望月委員長はその場でお待ち願います。

次に、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第3 請願第2号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願については、委員長報告のとおりに採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第3 請願第2号については、採択することに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

次に、提出議案に対する質疑・討論・採決を行います。

はじめに、質疑を行います。

質疑は、日程第4 議案第52号から日程第9 議案第57号までの6件について、順次行います。

最初に端末資料㉓、一般会計補正予算をご用意ください。

日程第4 議案第52号 令和7年度南部町一般会計補正予算書（第1号）について質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

初めに、歳入13ページから14ページについて質疑はありませんか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

13ページの22款町債、1項町債のところに、Jアラートの新型受信機の導入事業という

ことで、Jアラートの新しい機械を入れ替えるということで載っておりますが、一般質問の中にもありましたLアラートとの関係、Lアラートのほうは予算を付けなくてもいいのか、Jアラートはこれだけの予算が必要なのか、そこをお願いします。

○議長（木内秀樹君）

仲亀交通防災課長、よろしいですか。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

今回の改修の部分はあくまでもJアラートの部分でありまして、Jアラートは国のほうの放送になりますので、Lアラートとは関係ありません。

○議長（木内秀樹君）

望月委員。

○2番議員（望月憲之君）

Lアラート自身は、予算的なものの措置はなくても実行できるという考え方でいいですか。

○交通防災課長（仲亀哲也君）

はい。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に歳出に移ります。

17ページから32ページについて、質疑はありませんか。

芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

24ページ、4目学校適正配置事業の中で、今回、委託料として150万円の南部小の校歌の作詞作曲の委託料ということで出ていますが、誰が作詞で、誰が作曲したのか、それとその経緯をお伺いします。

○議長（木内秀樹君）

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

それでは、ご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

南部小学校の校歌、作詞作曲につきましては、昨年の秋から学校関係、それから教育委員会のほうで検討を重ねてまいりました。その中では、方針といたしまして、南部町に由縁のある方、そして南部町の小学校、陸合小学校、栄小学校に由縁のある方がいいのではないかという基本的な方針のもとに検討してきました、1月25日の第3回統合準備委員会を経て決めさせていただいたところでございます。

作詞者につきましては宮西達也氏、作曲者につきましては山田勇氏に依頼をするということで考えております。

宮西達也氏につきましては、ご存じのとおり絵本作家でございまして、代表作「おまえうまそうだな」等の代表作がございします。

令和5年2月4日には南部町立図書館の名誉館長に就任をされておりまして、ご自身でも「K I Z U N A」という歌の作詞をされております。このK I Z U N Aにつきましては、先生が行っているステージで使われる挿入歌となっております。

また、毎年各小学校の6年生を対象にお話会を開催してくださっているということでもあります。

それから、作曲の山田勇先生につきましては、身延町在住でございます。山田先生もご存じのとおり、山田ミュージックランドの代表を務められておりまして、平成19年度から平成23年度まで睦合小学校の校長を歴任されております。平成28年11月に身延町の身延中学校の校歌を作曲されているという実績をお持ちでございまして、毎年、睦合小学校、栄小学校、それから富沢小学校で合唱の指導をしているということもあり、このお二方をお願いをするということで考えております。

よろしくお願いします。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

望月議員お願いします。

○7番議員（望月光彦君）

24ページのところの、上の学校適正配置のところの負担金、18負担金の中の小学校記念行事費として1千万円計上してありますが、具体的にはどう使われるのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

それでは、閉校記念事業の補助金についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

この補助金につきましては、今回の統合につきましては、睦合小学校、栄小学校がそれぞれ閉校をするという形になっておりますので、それぞれの学校で閉校記念事業を進めております。

それにかかる経費でございますが、主なところは記念式典に関わる費用、記念品、それからイベントに関わる費用でございます。

このイベントにつきましては、来年の3月14日を予定しておりまして、その経費でございます。

それから、記念碑事業ということで、閉校記念の記念碑を建立したいというふうに考えております。両校の校門付近に建立するというように考えています。

それからもう一つ大きなところで、記念誌事業ということで記念誌を作成し、これまでの150年を超える両校の歴史について、それぞれの記念誌を作成し、該当する各校へ配布をさせていただきたいと考えております。

睦合小学校がおおむね537万3千円、栄小学校が476万5千円で予算の計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（ は い ）

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

22ページ、3目の農業振興費ですが、鳥獣害防止総合対策事業費補助金に104万5千円が入っていますが、これは県からのサルの檻ということで説明を受けていますが、その大きさと現在の設置場所、この檻をもらった場合にどこに設置するのか、予定があるならお聞かせください。

町民の皆さんが言うのは、サルの数が増えているのではないかと。現状を町が把握している状態を教えていただきたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

ただいまの質問にお答えします。

今回、この補助金については、移動式のサル用の捕獲囲いわなでありまして、場所的には現在、南部町の本郷と中野に2基、富沢側でいきますと中央の峰、万沢の上台、向田に全部で5基ありまして、今回購入する理由については南部地区から要望が前年度ありまして、そちらへ1基追加する形で考えております。

場所については、猟友会や地域で話し合いながら進めていきたいと思っています。現在、出没の情報自体は幾つかありますが、年間の捕獲頭数が全体で48頭ということで、なかなか捕獲できておりませんが、今回購入する囲いわなについては、集団で捕獲できますので、それなりの効果があると考え、購入させていただきました。

以上となります。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（ は い ）

ほかに質疑はありませんか。

芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

24ページに戻りますが、学校適正配置事業の中の工事請負費8,800万円とありますが、こちらの中でまず内容をもう一回教えていただきたいのと、先の臨時会でスクールバスを購入しましたが、そのスクールバスに対して駐車する場所について。そういった形は今後考えているかどうかをちょっとお伺いします。

○議長（木内秀樹君）

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

それでは、外構の工事費についてご説明をさせていただきたいと思います。これは睦合小学校の外構の整備工事でございます、体育館前から、先日行ったプールの解体のところまで概ね3,500平方メートルございます。そちらを整備するというので、予算のほうを8,

800万円計上させていただいております。

プールの解体につきましては、もうすでに4月に終わっております、今は更地になっておりますけども、その部分について栄小学校区の子どもたちはスクールバスで通うという形になりますので、ロータリーの整備、乗降場所の設置、それから今、睦合小学校は、雨になると子どもたちを保護者が送ってくるということがありますので、保護者の送迎用の駐車場、そういったところを整備させていただくということになります。

主な工事の内容といたしましては、アスファルト舗装が大きなところ、それから、外周のフェンス設置もなされておられません。劣化をしておりますので、そちらを設置するという形です。

それから電気工事、電気設備工事ということで、街灯もやはり駐車場の中は設置したほうがいいという方針の中で、5本を設置するところが主でございます。

また、そこにつきましては、記念碑であるとか、いろいろな記念の樹木等もありますので、移設もしくは撤去をさせていただくということで、工事を考えており、8,800万円の工事費を計上させていただきました。

最後のバスの車庫については、今回の予算には計上をしていません。もう1つ、子どもたちが乗り降りする歩廊、要は待機場所のようなものも、この予算の中には計上をしておりません。これについては当初から必要性等も検討してきたのですが、これから再度その必要性、もしくは企画、それから使う資材等も検討する必要があるということで、この予算には計上しておりません、また必要であれば予算のほうを提案させていただくこともあるかもしれません。

よろしくをお願いします。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質問はありますか。

望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

20ページの、民生費の保育所総務費の中で、会計年度職員の報酬が460万円マイナスになっています。また、職員の手当のほうもマイナスになっていますが、今まで保育園の職員の数が少ないということをよく聞いていたのですが、ここをマイナスにしても職員は足りているかどうかを確認したいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回の補正の内容につきましては、人事異動等によるものと退職された会計年度任用職員の退職による調整になっております。ただ、保育士につきましては、必要な人数を十分確保できているということになりますので、マイナス計上になっておりますが、通常どおり業務ができるということになります。

以上でございます。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（ は い ）

ほかに質疑はございますか。

芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

23 ページの、土木費、電柱移転料で442 万円ありますが、説明で町道佐野線の拡幅ということで、ぴゅあ峡南の場所だと思いますが、金額がやや高いような気がしますので、その辺りの説明をお伺いします。

○議長（木内秀樹君）

尾崎建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

確かに電柱1 本の移転になりますので、高額かと思われるのですが、あの電柱にはトランスなど色々な付属物が載っております。あとはNTT やKDDI も共架しており、町の光ファイバーやテレビ組合等の電線等もあることから、高額になっているかと思われます。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（ は い ）

ほかに質疑はありますか。

望月光彦議員。

○7 番議員（望月光彦君）

20 ページのところで、今は進行形なので、答えられない部分があるという感じはしますが、質問だけさせていただきます。

衛生費の保健衛生総務費、20 ページ、18 の負担金のところで、地域医療連携法人負担金で61 万6 千円が計上されておりますけども、これは事務局長の人件費だという説明がされた気がします。この町の負担金ですが、今後、地域医療の件でいろいろ進めていますので、いろいろと予算がかかってくるのではないかと考えております。

今年は61 万円ですが、来年、再来年と見ていったときに、大体推測としてどんな形で推移するのか分かれば、将来的なことも含めてお聞きしたいなと思います。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長、近藤課長お願いします。

○福祉保健課長（近藤利也君）

それでは、望月議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域医療連携推進法人負担金の61 万6 千円の増額につきましては、早川町、身延町、南部町の3 町で医療施設の設置および経営に関する事務を共同処理するため、地方自治法に定められた特別地方公共団体に当たる新一部事務組合の設置を令和7 年9 月1 日と見据えた中で、新一部事務組合の事務局長としまして、本年3 月まで県の部局長級としてDX 情報政策推進統括官を務められ、また、以前には、身延町の副町長を務めておられました瀧本勝彦氏を任用いたしたく、瀧本氏には、今後、新一部事務組合の立ち上げから新一部事務組合の議会对応、それから病院指定管理候補者との協議等、さまざまな対応を担っていただくこととなります。

今回の予算は、新第一部事務組合設置までの準備期間として、瀧本勝彦氏を地域医療連携推進法人みなみやまなしの法人本部職員事務局長として任用いたしたく、計上をさせていただくものとなります。

主なものとしましては、人件費分となりますが、3町の負担割合として均等割10%、それから人口割90%により得られました61万5,926円が南部町分の負担金となっております。

歳出との内容としましては、給料、それから職員手当と共済費の人件費分と備品購入費として、事務局長用の机と椅子、それから消耗品としてデスクマットの購入費となっております。

今後の見通しというところでございますけれども、今後、新第一部事務組合の設立のための規約、この中で、ある程度、各町の負担割合というものが定まってくるのかなと思っておりますが、それから新第一部事務組合の運営経費への負担金について、7月末日を目途に、3町が揃って臨時議会を開催させていただきまして、提出議案に対する議決をいただきましたならば、8月上旬には県知事宛てに早川町、身延町、南部町の3町で構成する一部事務組合の設置許可申請を行っていきたいと思っております。

8月下旬の設置許可を見据えまして、9月1日からは、新たに新第一部事務組合の事務を開始したいという考えでおります。

なお、手続き等が順調に進みますと、南部町議会の9月定例会において、新第一部事務組合議員の選出、現時点では各町3名を予定しておりますが、選出を行っていただき、10月には初めてとなる新第一部事務組合の議会を開催したいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

このような中で、今後の負担金等も定まってくるのかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

18ページの3目の物価対応対策重点支援地方債臨時交付金ですが、18節の負担金、補助金及び交付金の定額減税補助金の給付金がありますが、この4,573万8千円の対象人数は分かるでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

税務課長、お願いします。

○税務課長（金井貴君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の対象者でございますが、1,229名。ただし、これは見込みという形で今後増減するということで、計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

(は い)

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4、議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑭特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第5 議案第53号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、11ページと15ページから21ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第6 議案第54号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、事業勘定33ページと37から43ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、51ページと55から61ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定69ページと73から79ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑で質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第7 議案第55号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、89ページと93から99ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第8 議案第56号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、109ページと113から119ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑮簡易水道事業会計補正予算書をご用意ください。

日程第9 議案第57号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について7ページ、収益的收入及び支出について質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第4 議案第52号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）から、日程第9 議案第57号 令和7年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算6件について一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第4 議案第52号から日程第9 議案第57号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、日程第4 議案第52号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第4 議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第53号 令和7年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第5 議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第54号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第55号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第56号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第56号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第57号 令和7年度南部町簡易水道保険会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第57号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第10 議案第58号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第59号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）

以上2件について、会議規則第37条の規定により一括して議題とし、提出議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

はじめに、町長から提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、追加議案について提案理由の説明をさせていただきます。

議案第58号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

続いて、議案第59号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）でありますけれども、歳入歳出それぞれ23万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億9,513万9千円とするものであります。

提案理由の説明は以上でありますけれども、詳細につきましては、この後、担当課長より説明させますので、ご審議いただき、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

日程第10 議案第58号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

（補足の説明）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第11 議案第59号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第2号）について、渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明）

○議長（木内秀樹君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

次に、質疑を行います。

端末資料②、追加議案の2ページをお開きください。

日程第10 議案第58号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料③、日程第１１ 議案第５９号 令和７年度南部町一般会計補正予算（第２号）について質疑を行います。

質疑は事項別明細書により行います。

９ページと１３ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１１

議案第５９号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第１０ 議案第５８号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、日程第１０ 議案第５８号について討論を終結いたします。

次に、日程第１１ 議案第５９号 令和７年度南部町一般会計補正予算（第２号）について討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、日程第１１ 議案第５９号について討論を終結いたします。

これより採決を行います。

はじめに、日程第１０ 議案第５８号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第１０ 議案第５８号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第１１ 議案第５９号 令和７年度南部町一般会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第１１ 議案第５９号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

次に、端末資料④、議員提出議案をご用意ください。

日程第１２ 発議第１号 予算決算特別委員会の設置についてを議題とし、趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

提出議員の趣旨説明を求めます。

３番、望月小五郎議員。

○３番議員（望月小五郎君）

それでは、発議第１号 予算決算特別委員会の設置について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

端末資料②、議員提出議案集の２ページをご覧ください。

予算決算特別委員会の設置についてを、別紙のとおり南部町議会会議規則第１４条第１項の規定により提出いたします。

令和７年６月１３日

南部町議会議長 木内秀樹殿

提出者 南部町議会議員 望月小五郎

賛成者 南部町議会議員 塩 津 悟

賛成者 南部町議会議員 望 月 光 彦

賛成者 南部町議会議員 小 泉 昇 一

賛成者 南部町議会議員 高 橋 茂 広

提出理由は、客観的な視野と住民の立場に立って、令和６年度決算を審査するため、地方自治法第１０９条及び南部町議会委員会条例第６条の規定により予算決算特別委員会を設置するものであります。

１．名称は予算決算特別委員会

２．委員数は議長を除く９名。

３．目的は、令和６年度決算を審査し、付託事項の成果、課題等を検証し、検証結果を生かした今後の行政運営を執行部に促すため、予算決算特別委員会を設置するものであります。

議員各位にはよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、以上で発議第１号 予算決算特別委員会の設置についての趣旨説明を終わります。

○議長（木内秀樹君）

趣旨理由の説明が終わりました。

望月議員はその場でお待ち願います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１２ 発議第１号についての質疑を終結いたします。

望月議員、ご苦労さまでした。席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第１２ 発議第１号 予算決算特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第１２ 発議第１号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

次に、4ページをお開きください。

日程第13 発議第2号 南部町議会議員行政視察研修の実施についてを議題とし、趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

提出議員の趣旨説明を求めます。

8番、仲亀佳定議員。

○8番議員（仲亀佳定君）

それでは、説明をいたします。

発議第2号 南部町議会議員行政視察研修の実施について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の4ページをご覧ください。

南部町議会議員行政視察研修を別紙実施計画書のとおり実施したいので、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年6月13日

南部町議会議長 木内秀樹殿

提出者 南部町議会議員 仲 亀 佳 定

賛成者 南部町議会議員 若 林 良 一

賛成者 南部町議会議員 望 月 憲 之

賛成者 南部町議会議員 芦澤潤一郎

提出理由は、本町の課題である、地域の足の維持、確保について学び、課題解決に向けた参考とする。また、本議会が掲げる議会基本条例に則った議会運営について、その検証、評価の方法を学び、今後の運営の参考とするものであります。

なお、実施計画書は別紙のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

議員各位にはよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、発議第2号の南部町議会議員行政視察研修の実施についての趣旨説明を終わります。

○議長（木内秀樹君）

趣旨理由の説明が終わりました。

仲亀議員はその場でお待ち願います。

次に、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第13 発議第2号についての質疑を終結いたします。

仲亀議員、ご苦労さまでした。席にお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第13 発議第2号 南部町議会議員行政視察研修の実施については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

なお、諸般の事情により日程等に変更を生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により日程等の変更が発生した場合は、議長に一任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議長(木内秀樹君)

それでは、会議を再開いたします。

ただいま総務建設常任委員会から請願第1号、文教厚生常任委員会から請願第2号に係る意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を追加日程第1、発委第2号を追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号を追加日程第1、発委第2号を追加日程第2とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで日程準備のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○議長(木内秀樹君)

それでは、会議を再開いたします。

○議長(木内秀樹君)

追加日程第1 発委第1号 意見書の提出についてを議題といたします。

総務建設常任委員会提出議案は、端末資料⑳として、お手元へ配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

追加日程第1 発委第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める意見書の提出について、提出委員会より趣旨説明を求めます。

総務建設常任委員会 芦澤潤一郎委員長。

○総務建設常任委員長（芦澤潤一郎君）

それでは、発委第1号について、説明をさせていただきます。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

端末資料⑳、委員会提出議案2ページをご覧ください。

発委第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年6月13日提出

南部町議会議長 木内秀樹殿

提出委員会 南部町議会総務建設常任委員会

提出理由であります、ジェンダー平等を実現するための重要な国際条約である「女性差別撤廃条約」には、1985年に日本も批准しています。しかし、その実効性を高めるため、1999年に国連が採択した選択議定書については、条約締結国189カ国中115カ国が批准している中、日本は批准に至っていません。

各国における男女格差を示すジェンダーギャップ指数でも、日本は常時下位に位置し、男女格差をなくすために、具体的な取り組みを加速する必要があります。

女性差別撤廃条約の選択議定書の批准は、ジェンダー平等後進国という、日本の現状を変えるための一歩であり、速やかに批准することを政府に強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）であります。

議員各位には、よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、以上で、発委第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める意見書の提出についての趣旨説明を終わります。

○議長（木内秀樹君）

発委第1号の趣旨説明が終わりました。

芦澤委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発委第1号に関する質疑を終結いたします。

芦澤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

追加日程第1 発委第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を政府に求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、追加日程第1 発委第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

追加日程第2 発委第2号 意見書の提出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会提出議案は、同じく端末資料⑳として、お手元に配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

追加日程第2 発委第2号 再審法改正を求める意見書の提出について、提出委員会より趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会 望月小五郎委員長。

○文教厚生常任委員長（望月小五郎君）

それでは、発委第2号について、説明をさせていただきます。

再審法改正を求める意見書の提出について、趣旨説明をいたします。

再審法改正を求める意見書の提出について、朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

端末資料⑳、委員会提出議案5ページをご覧ください。

発委第2号 再審法改正を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年6月13日提出

南部町議会議長 木内秀樹殿

提出委員会 南部町議会文教厚生常任委員会

提出理由であります、えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。その救済のために手続きを定めた法律が再審法となりますが、法には審査のあり方に関する規定はほとんどなく、公平性が損なわれている状態です。また再審においても、捜査機関の手元にある証拠を開示する規定も存在しないため、その制度化が不可欠です。さらに再審開始決定がなされたとしても、検察官による不服申立てにより、再審公判への速やかな移行が妨げられている状態です。

えん罪被害者を早期に救済するため、再審法の速やかな改正について、政府に強く求めるため、本意見書を提出するものです。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出は、衆議院議長、参議院議長。内閣総理大臣、法務大臣であります。

各位にはよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、以上で発委第2号 再審法改正を求める意見書の提出についての趣旨説明を終わります。

○議長（木内秀樹君）

発委第2号の趣旨説明が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発委第2号に関する質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

追加日程第2 発委第2号 再審法改正を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、追加日程第2 発委第2号は、原案のとおり決定いたしました。

なお、本意見書は、地方自治法第99条の規定により、議長において各関係機関へ提出いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第14 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第15 閉会中の継続調査においてであります、議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、広報広聴常任委員会委員長、予算決算特別委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和7年第3回定例会の会期の決定、所管事務研究およ

び調査等について、お手元に申出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員会の所管事務等に関する、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

令和7年南部町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にご参集ください。

閉会 午前11時06分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年6月13日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

芦 澤 潤 一 郎

会議録署名議員

望 月 憲 之

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹

